

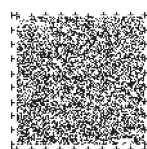
品川区 大井町駅周辺地区 バリアフリー計画

令和8年9月改定

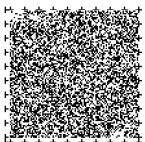


 Shinagawa City
品川区

音声コード

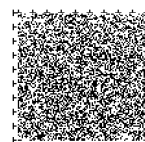


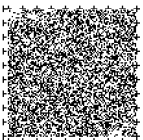
右のマークは、音声コード「Uni -Voice」です。専用アプリ等で読み取ると、音声で内容を確認できます。



目次

第1章 大井町駅周辺地区バリアフリー計画の改定.....	1
1-1 これまでの経緯と成果	1
1-2 改定の目的・位置づけなど	4
1-3 関連法制度等の動向について	6
第2章 品川区および大井町駅周辺地区における バリアフリーに関する状況把握 ...	12
2-1 品川区の人口等	12
2-2 大井町駅周辺地区の人口等.....	17
2-3 大井町駅周辺地区の現状・区民の意向	20
第3章 基本目標・基本方針	27
3-1 基本目標.....	27
3-2 基本方針	28
第4章 重点整備地区におけるバリアフリーの推進	30
4-1 重点整備地区の設定	30
4-2 重点整備地区の整備方針等.....	37
4-3 特定事業・その他の事業	45
第5章 計画・事業等の推進に向けた今後の取り組み.....	51
5-1 特定事業等の推進	51
5-2 計画等の推進に向けて	52
資料編.....	54
資料1 大井町駅周辺地区バリアフリー計画改定協議会.....	54
資料2 改定・協議経緯	56
資料3 品川区バリアフリー計画策定・改定協議会設置要綱.....	58





第1章 大井町駅周辺地区バリアフリー計画の改定

1-1 これまでの経緯と成果

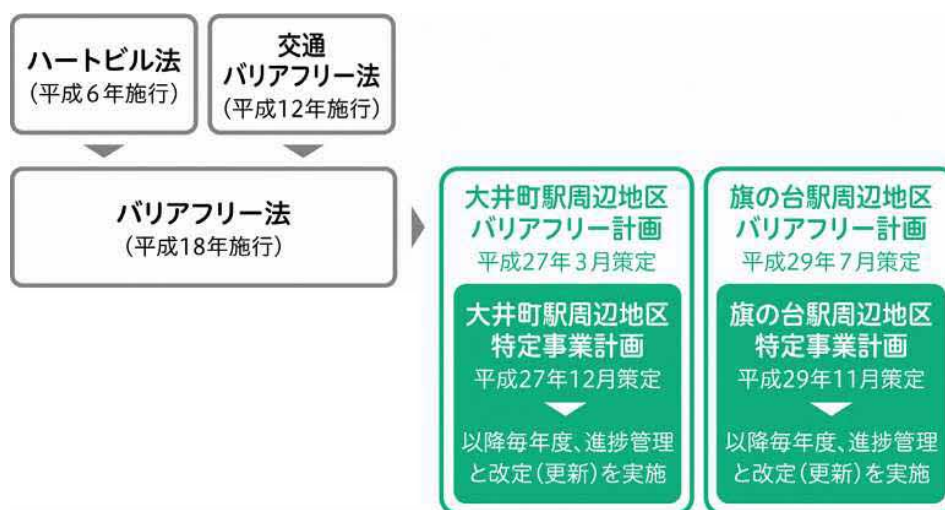
(1)これまでの経緯

平成18年に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称、ハートビル法)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称、交通バリアフリー法)」が統合・拡充され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という)」が施行されました。

品川区はこれを踏まえ、平成27年3月に大井町駅周辺地区、平成29年7月に旗の台駅周辺地区を対象にバリアフリー計画を策定し、バリアフリー化に取り組んできました。

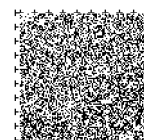
計画策定後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30年および令和2年にバリアフリー法が一部改正され、基本理念として「共生社会の実現^{※1}」および「社会的障壁の除去^{※2}」が定められ、より一層の「心のバリアフリー」の推進が求められています。

図 1-1 バリアフリー法制定の経緯と品川区における計画の策定



※1 共生社会の実現:障害の有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、全ての人が互いに認め合い、支え合いながら、安心して暮らせる社会をつくること

※2 社会的障壁の除去:障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のことを取り除くこと



(2)大井町駅周辺地区におけるこれまでの成果

平成27年3月に策定した大井町駅周辺地区バリアフリー計画(以下「前計画」)では、基本目標を「すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」とし、その目標を達成するために基本方針を以下のとおり定めています。

- ・区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取組の推進
- ・区民・事業者との協働による取組の推進
- ・心のバリアフリーの推進

これまで基本方針に基づき、各事業者が取り組む事業(特定事業)を設定し、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進してきました。

特定事業の進捗状況は、下表に示すとおりです。

表 1-1 前計画による特定事業の進捗状況(令和 7 年 3 月時点)

	事業数	完了	一部完了	着手済	検討中	進捗率※
ア. 公共交通 特定事業	14	6	7	—	1	92.9%
イ. 道路 特定事業	15	8	2	2	3	80.0%
ウ. 都市公園 特定事業	3	2	—	—	1	66.7%
エ. 建築物 特定事業	5	3	—	—	2	60.0%
オ. 交通安全 特定事業	7	1	2	4	—	100.0%
カ. その他の 事業	12	3	1	1	7	41.7%
合計	56	23	12	7	14	75.0%

※進捗率=(完了+一部完了+着手済)/事業数

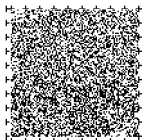


図 1-2 前計画により完了した主な特定事業

ア. 公共交通特定事業



可動式ホーム柵の設置(大井町駅)

イ. 道路特定事業



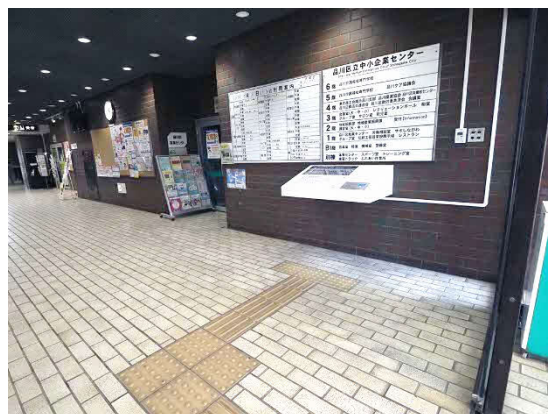
歩道のセミフラット化・点字ブロックの整備
(大井町駅前中央通り)

ウ. 都市公園特定事業



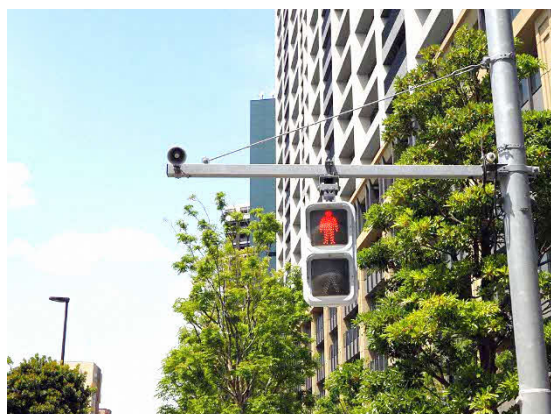
バリアフリー仕様の水飲み台設置
(しながわ中央公園)

エ. 建築物特定事業



案内設備までの点字ブロックの整備
(区立中小企業センター)

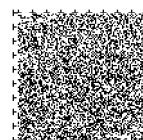
オ. 交通安全特定事業



音響機能の整備(品川区役所前交差点)

カ. その他の事業

- 連絡通路の一部を自動ドアへ整備
シングル館とツイン館の連絡通路
(アワーズイン阪急)
- エレベーターでのご案内
- 筆記用テーブル等での対応
(品川郵便局)



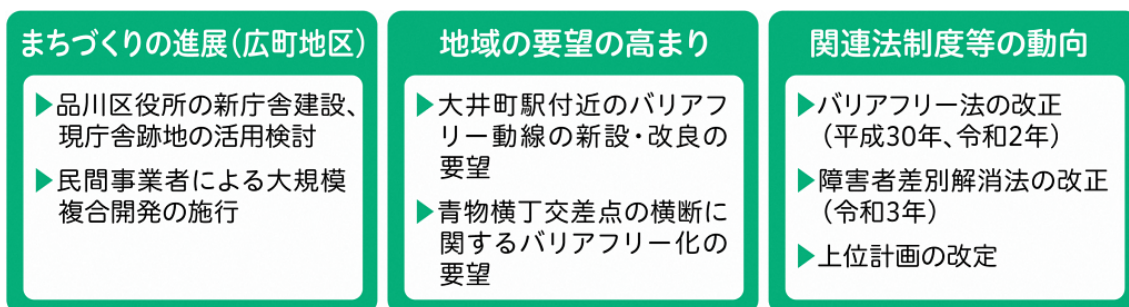
1-2 改定の目的・位置づけなど

(1)改定の背景・目的

1)背景

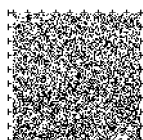
前計画の策定から10年が経過する中で、大井町駅周辺地区においては大きくまちづくりが進展しているほか、周辺地域を含めたさらなるバリアフリー化の要望が高まっています。また、関連法制度等が改正されています。

図 1-3 計画改定の背景



2)目的

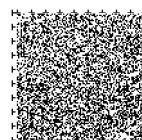
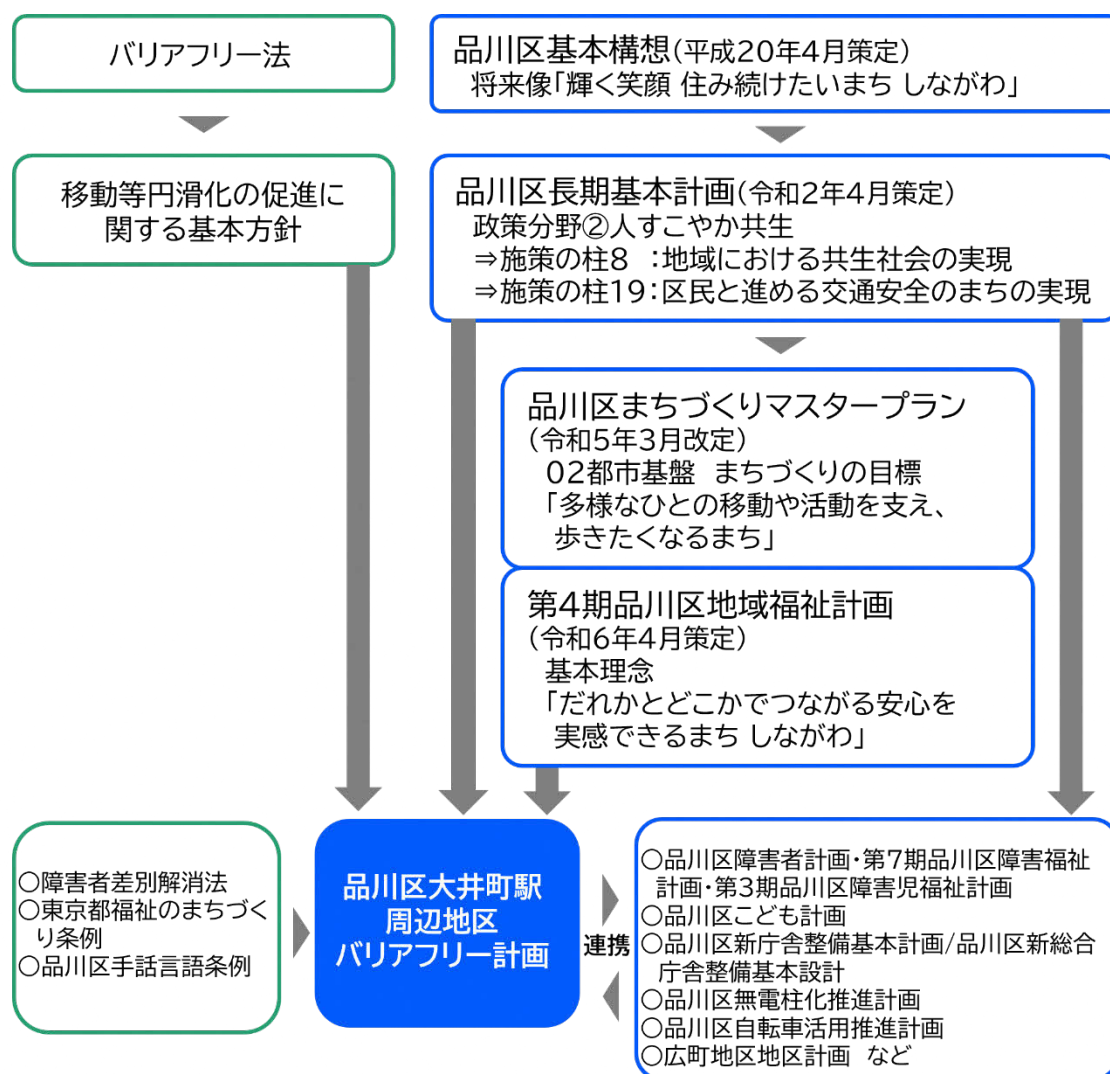
まちづくりの進展や地域の要望、法改正等を踏まえ、重点整備地区の拡大や新たな特定事業を位置づけることにより、商業・業務・文化の拠点である大井町駅周辺の面的なバリアフリー化をより一層推進することを目的とします。



(2)位置づけ

品川区大井町駅周辺地区改定バリアフリー計画(以下「本計画」)は、バリアフリー法および国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するものです。また、「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」、「品川区まちづくりマスタープラン」、「第4期品川区地域福祉計画」に整合するとともに、「品川区障害者計画・第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画」を始めとする関連計画等との連携を図ります。

図 1-4 位置づけ



1-3 関連法制度等の動向について

(1) バリアフリー法

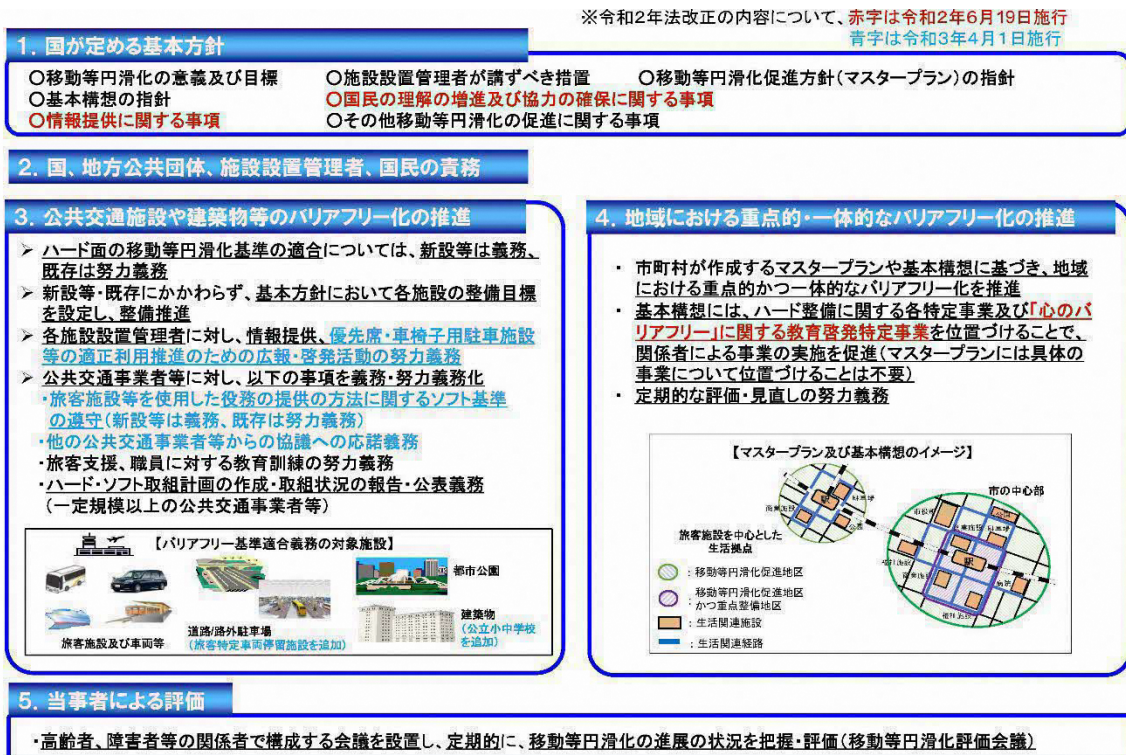
1) バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含むすべての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としています。

具体的には、公共交通機関、建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進するため、各施設を整備する際にバリアフリー整備の基準への適合義務を課しています。

また、鉄道駅を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、区市町村が、その地区のバリアフリー化の方針（移動等円滑化促進方針）や事業の推進に関する計画（バリアフリー基本構想※）を策定することを努力義務としています。

図 1-5 バリアフリー法の概要



出典：国土交通省webサイト「令和2年度 改正バリアフリー法」国土交通省における最近の主な取組

※バリアフリー基本構想：品川区のバリアフリー計画に相当

2) バリアフリー法改正の概要

平成30年および令和2年のバリアフリー法改正の概要は、以下のとおりです。

表 1-2 平成 30 年のバリアフリー法改正の概要

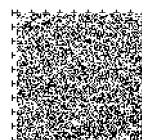
1. 理念規定／国および国民の責務
 - 理念規定を設け、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化
 - 心のバリアフリーの推進の観点から、国および国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援を明記
2. 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - 駅員による介助や職員研修等のソフト対策のメニューを新たに提示
 - 公共交通事業者等に対し、計画作成、取組状況の報告および公表を義務付け
3. バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化
 - 市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリーの方針を定める「移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」を創設
4. さらなる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実
 - 公共交通機関に加え、道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化
 - 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化

出典：国土交通省webサイト 改正バリアフリー法について

表 1-3 令和2年のバリアフリー法改正の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
 - 公共交通事業者等に対して、ソフト基準の遵守を義務付け
 - 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等との協議への応諾義務を創設
2. 国民に向けた広報啓発の取組推進
 - 【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】
 - 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
 - 【区市町村等による「心のバリアフリー」の推進】
 - バリアフリー基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項(教育啓発特定事業)を追加
3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大
 - 新設の際のバリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校およびバス等の旅客のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加(既設のものは基準適合努力義務)

出典：国土交通省webサイト>令和2年度 改正バリアフリー法>国土交通省における最近の主な取組



(2)障害者差別解消法

1)障害者差別解消法の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という)は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に制定されました。

対象となる障害者は、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含む)、その他の心や体のはたらきに障害(難病等に起因する障害も含む)のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。(障害児も含む)

具体的な措置として、行政機関等や事業者(企業・店舗・ボランティア団体等)が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止する「不当な差別的取扱いの禁止」、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」が求められています。

2)障害者差別解消法の改正

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日に施行されました。改正法では事業者に対して、「合理的配慮の提供」を義務付けました。

表 1-4 改正前・改正後

【改正前】

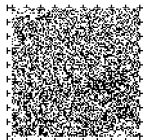
	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	義務	義務
事業者	義務	努力義務



【改正後】

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	義務	義務
事業者	義務	義務

出典:内閣府 web サイト)・障害を理由とする差別の解消の推進
 ・改正障害者差別解消法が施行されました
 ・障害者の差別解消にむけた理解促進ポータルサイト



(3)東京都福祉のまちづくり条例

東京都福祉のまちづくり条例は、ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする条例です。

建築物では移動等円滑化経路等の整備、道路では歩道の有効幅員の確保など、対象施設の区分に応じ、「整備基準」を定めており、施設所有者・管理者に対して、施設の新設や改修に際して基準への適合を求めています。

本計画では、生活関連施設および生活関連経路の同条例への適合を図るとともに、多様なひとが使いやすい施設整備を推進します。

(4)品川区手話言語条例

手話は、手話を必要とする聴覚障害者にとって、生きていく上で必要不可欠な大切な言語です。

区は、手話が言語であるとの認識のもと、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進し手話を必要とする方が安心して生活することができる地域社会を実現することを目的に、令和3年7月15日に、品川区手話言語条例を制定しました。

本計画では、手話をはじめとするコミュニケーション手段の充実などにより、情報バリアフリーを推進します。

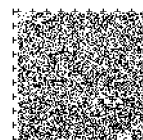
図 1-6 手話の理解促進ロゴマーク



(5)区の取り組み姿勢

区では、区民の幸福(しあわせ)すなわちウェルビーイングを「区民一人ひとりが幸福で肉体的、精神的、社会的において満たされた状態にあること」と定義し、区民のウェルビーイング向上に向けてさまざまな取り組みを進めています。

出典：品川区総合実施計画 品川区総合戦略 第2次計画期間(2025-2029)



(6)SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年に国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和12年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

区は、令和6年度から令和8年度の3か年の取り組みをまとめた「品川区SDGs未来都市計画」を策定し、内閣府から令和6年度の「SDGs未来都市」に選定され、また「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

本計画では、以下のゴールを踏まえ、バリアフリーの取り組みを進めます。



【目標3】すべての人に健康と福祉を

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



【目標5】ジェンダー平等を実現しよう

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



【目標10】人や国の不平等をなくそう

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



【目標11】住み続けられるまちづくりを

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



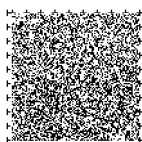
【目標16】平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。



出典:品川区SDGs未来都市計画、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)―導入のためのガイドライン―」

コラム

みんながいっしょに暮らせるまちへ ～障害者差別解消法ハンドブック～

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しながら共に暮らす社会を目指している「障害者差別解消法」では、

- 障害を理由とした**不当な差別的取扱いをしないこと**
- 困りごとに対し、負担が重すぎない範囲で対応すること（**合理的配慮の提供**）

が求められています。

品川区では、この考え方をわかりやすく伝えるため、区民向けのハンドブックを作成し、区ホームページや障害者施策推進課窓口などで公開・配布しています。

ハンドブックでは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、重症心身障害・医療的ケアが必要な人、知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病などについて、主な特徴や困難なこと、サポートするときのポイントを記載しています。

合理的配慮の提供例

- 筆談や分かりやすい言葉などで説明する
- 段差や案内などで困っていそうな人に声をかける

どのような障害や困難があるかを知ることが、理解や協力、心のバリアフリーへの第一歩です。
一人ひとりの少しの気づきと行動が、だれもが過ごしやすいまちにつながっていきます。



© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722

コラム

手話は言語 手話でつながる

手話とは？～手話を必要とする方にとって大切な言語です～

品川区では、令和3年7月に「品川区手話言語条例」を制定し、「手話は言語である」との認識のもと、手話を必要とする方が安心して生活することのできる地域社会の実現を目指しています。

あいさつや簡単な会話など、日常の中で使われる手話にふれる機会として、区民の方や区職員向けの手話体験講座や、区内の事業者や町会・自治会向けの手話出張講座なども開催しています。

「わかりたい」「伝えたい」。その気持ちが何よりも大切です。

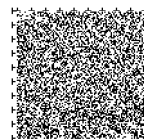
手話にふれることが、コミュニケーションの幅を広げるきっかけになります。

【手話普及動画】シナモン 友達になれたモン ～手話は言語 手話でつながる～

令和3年7月に「品川区手話言語条例」を制定したことを契機に、区民の方に対して手話の理解促進を図るため、手話普及動画を制作しました。



© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722



第2章 品川区および大井町駅周辺地区における

バリアフリーに関する状況把握

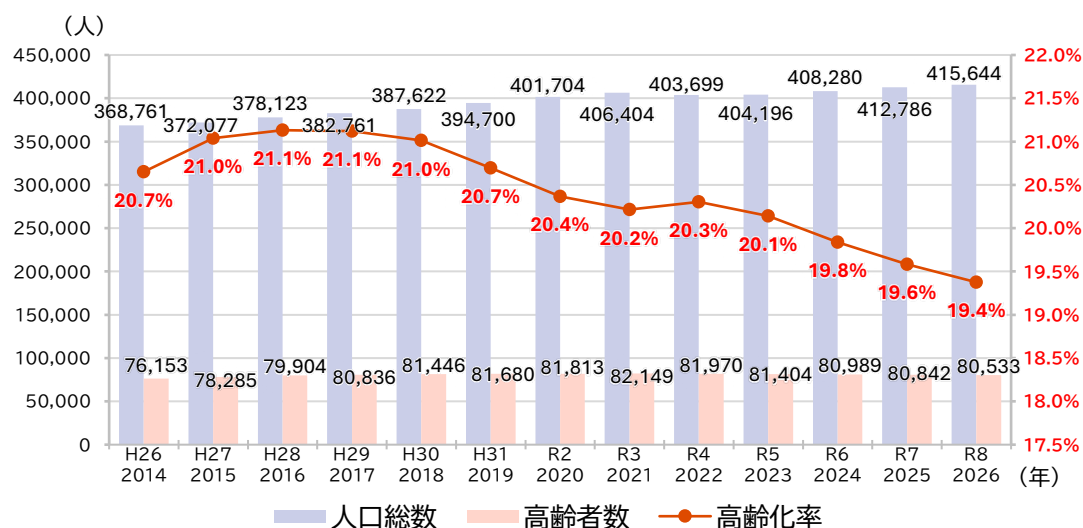
2-1 品川区の人口等

(1) 総人口・高齢者数

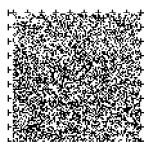
平成26年以降、総人口はおおむね増加傾向にあり、令和8年1月現在で415,644人です。

このうち高齢者(65歳以上)は、令和3年をピークに減少傾向にあります。また高齢化率は、平成28・29年の21.1%をピークに減少し、令和8年1月現在で19.4%です。

図 2-1 品川区の総人口・高齢者数の推移



出典:「住民基本台帳」・登録人口 各年1月1日現在(品川区地域振興部地域活動課)

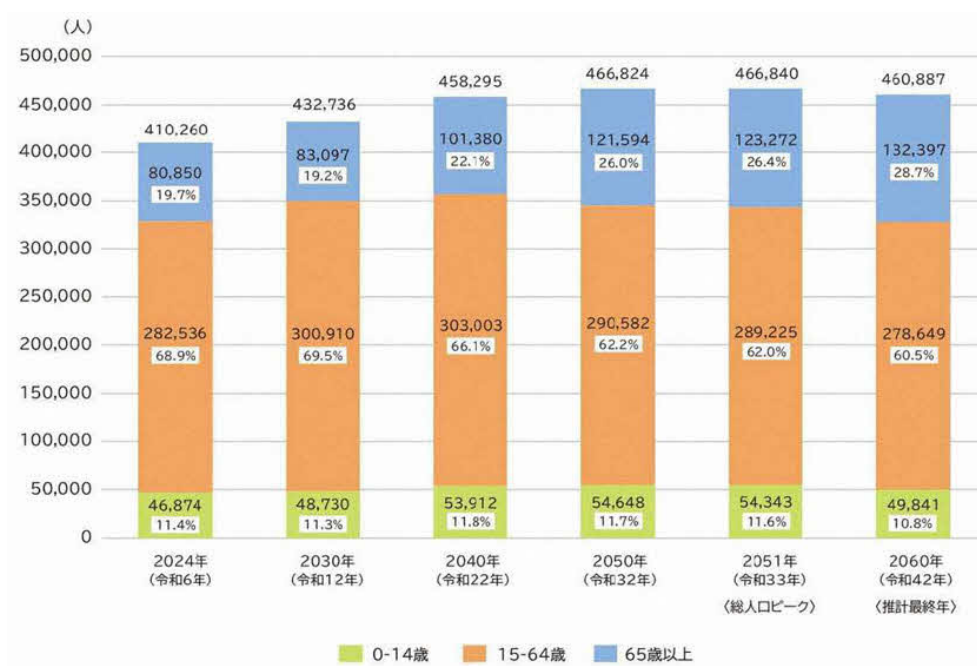


(2)将来人口の推計値

品川区総合実施計画 第2次計画期間(2025-2029)による品川区の将来人口の推計値※は、総人口は、令和33年まで増加を続け、同年に約46.7万人でピークを迎えた後に減少傾向に転じる見込みになるとされています。

年齢3区分別では、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は、それぞれ令和28年、令和17年にピークを迎えた後に減少に転じる一方、老年人口(65歳以上)は、令和42年までの推計期間中一貫して増加し、令和42年にはその比率が約28.7%となり、区民の4人に1人以上が高齢者となるとされています。

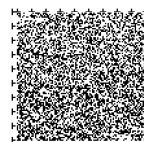
図 2-2 品川区総合実施計画による将来人口の推計値



(注)四捨五入により数値の合計が総数と一致しないものがある。

出典:品川区総合実施計画 品川区総合戦略 第2次計画期間(2025-2029)

※ 品川区の将来人口の推計値:2024(令和6)年は住民基本台帳(4月1日)より作成、2025(令和7)年以降は将来推計値である。また推計にあたっては、コロナ禍以降の人口動向や今後の住宅供給数、国・都の最新の推計結果などを踏まえている。

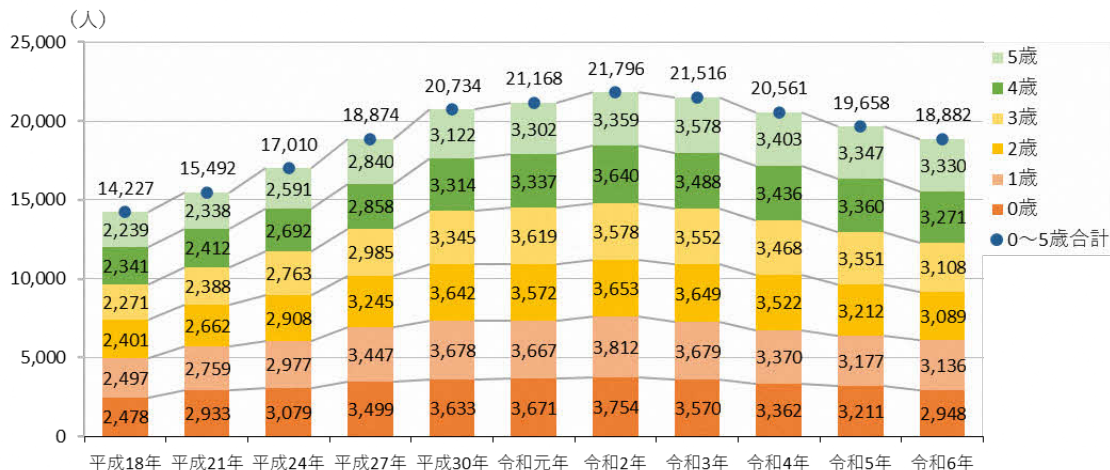


(3)就学前の子どもの人口推移

就学前人口は年々増加していましたが、令和2年をピークに減少に転じています。

しかしながら、令和7年以降の推計値では、緩やかに増加していくと予想されています。

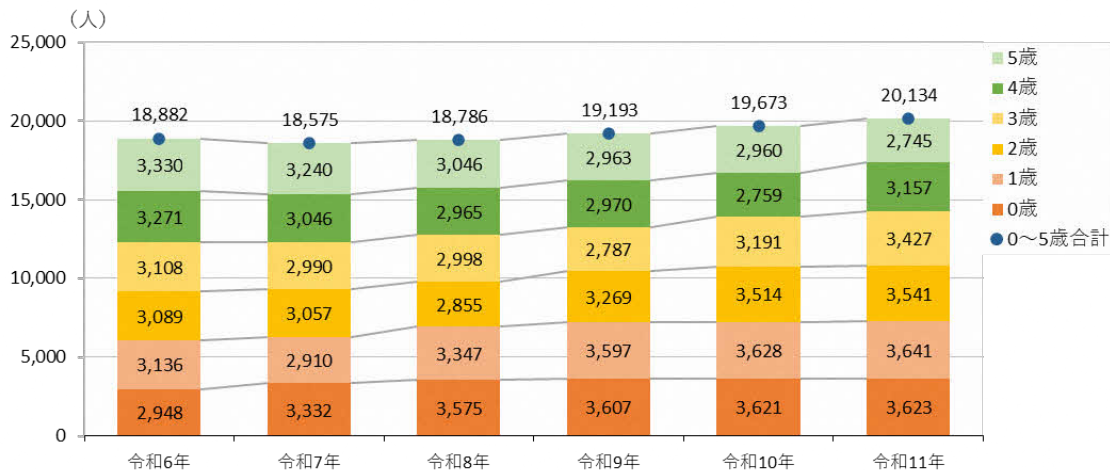
図 2-3 就学前人口の年齢別推移



出典：品川区こども計画(令和7年度～令和11年度)

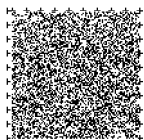
品川区住民基本台帳(各年4月1日、平成27年から外国人を含む)

図 2-4 就学前人口の将来推計



出典：品川区こども計画(令和7年度～令和11年度)

令和6年は品川区住民基本台帳4月1日、令和7年以降は将来推計値

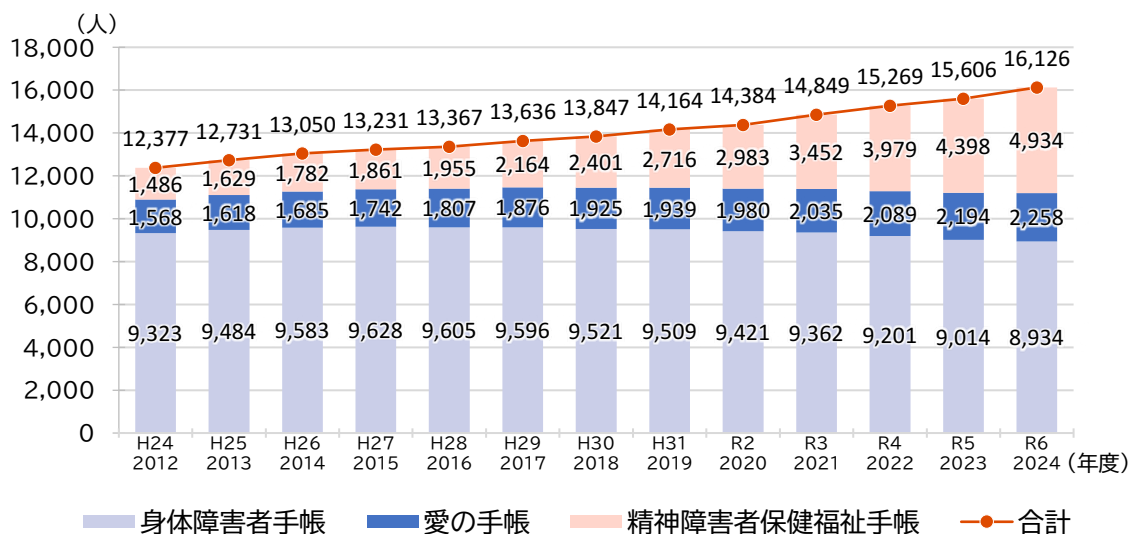


(4)障害児者数

品川区の障害児者数(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の総数)は、平成24年以降、増加傾向にあり、令和6年現在で16,126人です(総人口の3.9%)。

令和6年現在の構成をみると、身体障害者手帳が8,934人(55.4%)、愛の手帳2,258人(14.0%)、精神障害者保健福祉手帳4,934人(30.6%)となります。

図 2-5 品川区の障害児者数の推移



出典:年により異なる。以下のとおり。

身体障害者手帳・愛の手帳:各年度4月1日時点

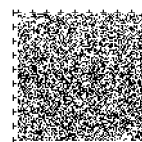
精神障害者保健福祉手帳:各年度3月31日時点

H24～H26:第5期品川区障害福祉計画、第1期品川区障害福祉計画 平成30年4月

H27～H28:第6期品川区障害福祉計画、第2期品川区障害児福祉計画 令和3年7月

H29～R4:品川区障害者計画 第7期品川区障害福祉計画 第3期品川区障害児福祉計画 令和6年4月

R5～R6:令和6年度品川区障害福祉計画等実績について 令和7年7月1日(厚生委員会資料)



(5)区内の駅利用者数

品川区内には鉄道が14路線、延べ40駅・駅名数は26駅あり、令和5年度における1日あたり乗車人員の総数は1,168,210人／日です。

このうち、最も乗車人員が多いのは目黒駅の317,366人／日であり、大崎駅の187,942人／日、五反田駅の182,330人／日、大井町駅の174,780人／日が続きます。

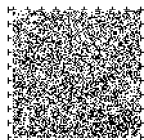
複数の鉄道が乗り入れる鉄道駅は、目黒駅の4線が最も多く、五反田駅と大井町駅の3線が続きます。

表 2-1 1日あたり乗車人員(区内 26駅／令和 5 年度)

(人／日)

順位・駅名	総数	交通事業者別			
1. 目黒	317,366	JR	90,602	東急	125,835
		都営	50,755	東京メトロ	50,174
2. 大崎	187,942	JR	134,526	りんかい	53,416
3. 五反田	182,330	JR	107,639	東急	46,569
		都営	28,122		
4. 大井町	174,780	JR	84,189	東急	56,773
		りんかい	33,818		
5. 旗の台	63,972	東急	63,972		
6. 天王洲アイル	26,279	東京メトロ	11,384	りんかい	14,895
7. 武蔵小山	25,715	東急	25,715		
8. 中延	23,425	東急	10,110	都営	13,315
9. 西大井	17,688	JR	17,688		
10. 青物横丁	17,096	京急	17,096		
11. 品川シーサイド	16,922	りんかい	16,922		
12. 西小山	15,962	東急	15,962		
13. 不動前	14,638	東急	14,638		
14. 戸越	10,264	都営	10,264		
15. 戸越銀座	9,303	東急	9,303		
16. 立会川	8,545	京急	8,545		
17. 荏原町	7,408	東急	7,408		
18. 新馬場	7,402	京急	7,402		
19. 大森海岸	6,493	京急	6,493		
20. 戸越公園	6,412	東急	6,412		
21. 荏原中延	6,201	東急	6,201		
22. 大井競馬場前	5,153	東京メトロ	5,153		
23. 鮫洲	4,809	京急	4,809		
24. 下神明	4,410	東急	4,410		
25. 北品川	4,282	京急	4,282		
26. 大崎広小路	3,413	東急	3,413		
合計	1,168,210				

出典：品川区の統計



は重点整備地区内の駅

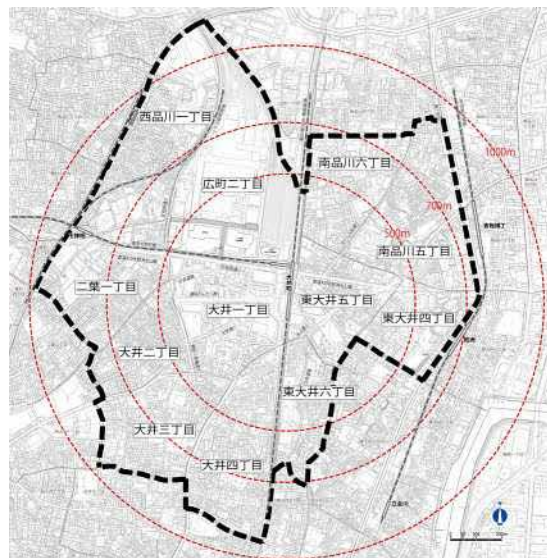
2-2 大井町駅周辺地区の人口等

(1)大井町駅周辺地区の人口・高齢者数

大井町駅周辺地区の人口は平成28年以降、増加傾向にあり、令和8年1月現在で44,366人と品川区の10.7%を占めます。参考までに面積ベースでは8.7%を占めます。

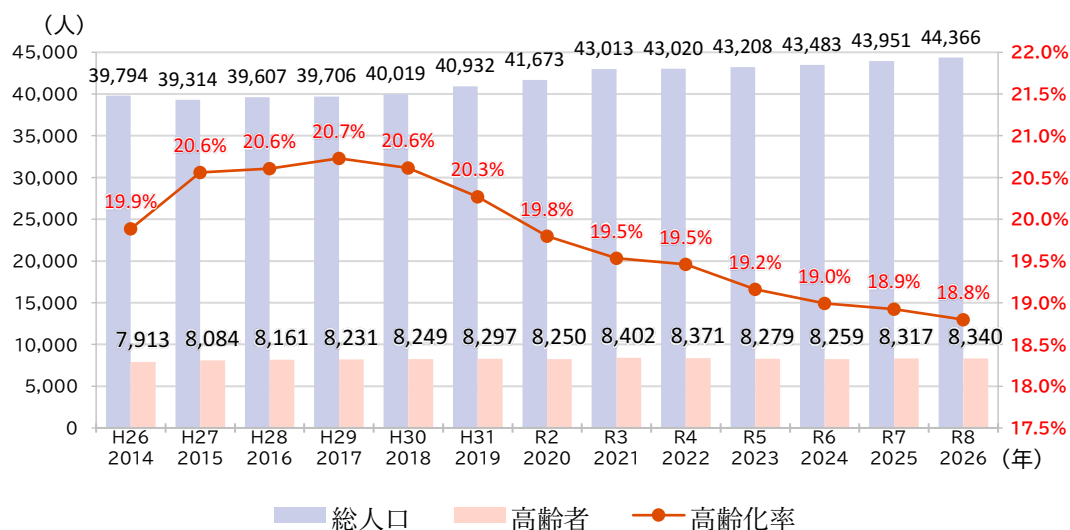
このうち高齢者数(65歳以上)は、令和3年にピークを迎えたあと減少しましたが、令和7年には増加に転じています。また高齢化率は、平成29年の20.7%をピークに減少し、令和8年1月現在で18.8%です。

図 2-6 統計数値を把握するための大井町駅周辺地区※



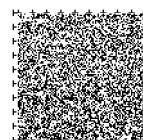
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号:7 都市基交測第 64 号)

図 2-7 大井町駅周辺地区(大井町駅圏)の総人口・高齢者数の推移



出典:「住民基本台帳」・登録人口 各年 1 月 1 日現在(品川区地域振興部地域活動課)

※ 統計数値を把握するための大井町駅周辺地区:ここに示す大井町駅周辺は、同駅から半径 700mに係る町丁目の範囲を基本とする。半径 700mは、品川区 大井町駅周辺地区バリアフリー計画(平成 27 年 3 月/品川区)における重点整備地区設定の際の検討範囲に基づく。



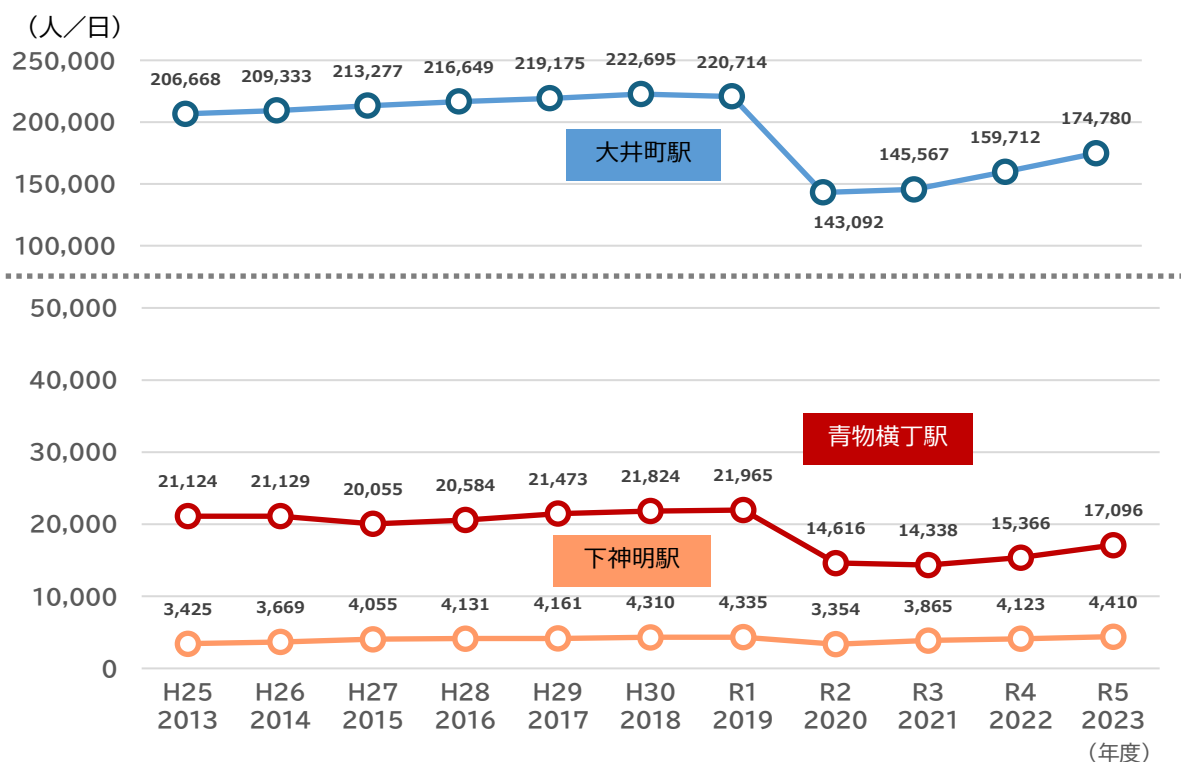
(2)大井町駅周辺地区における駅利用者数

大井町駅周辺地区にある大井町駅、下神明駅、青物横丁駅の1日あたり乗車人員を示します。

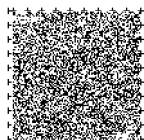
令和5年度現在で、大井町駅が約17.5万人、青物横丁駅が約1.7万人、下神明駅が約0.4万人です。

いずれの駅も令和元年度まではおおむね増加傾向にありましたが、令和2年度に3割前後落ち込みました。その後は回復傾向にあります。

図 2-8 3 駅の1日あたり乗車人員



出典:品川区の統計



(3)区内居住者のゾーン別トリップ数※

区内居住者のゾーン別トリップ数は、全年齢、高齢者ともに大井町駅を含むゾーン23が最も多くなっています。

図 2-9 区内居住者のゾーン別発生集中量(全年齢[15～79 歳]・1 日)

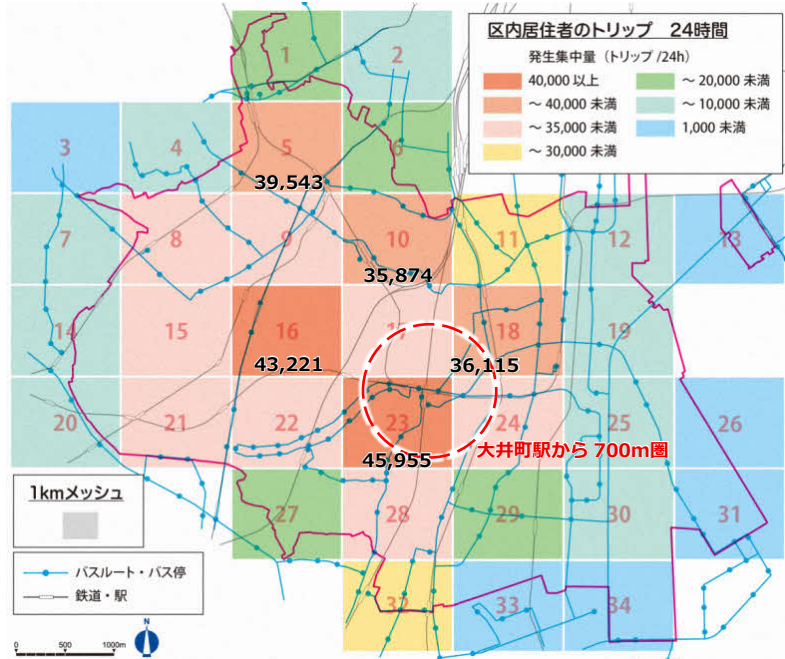
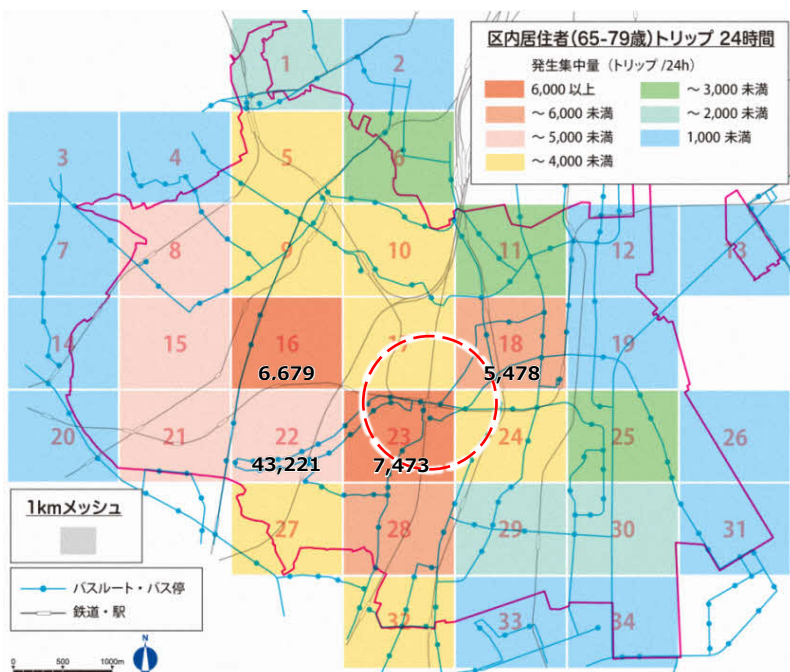
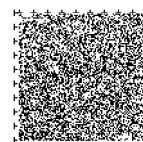


図 2-10 区内居住者のゾーン別発生集中量(高齢者[65～79歳]・1 日)



出典：品川区地域公共交通基本方針(令和2年10月／品川区)(一部加工)

※ 区内居住者のゾーン別トリップ数:携帯電話の位置情報による移動特性を示すものであり、トリップとは、人がある目的(例えば出勤や買い物)をもってある地点からある地点まで移動することの総称



2-3 大井町駅周辺地区の現状・区民の意向

(1) 実態把握のための取り組み

大井町駅周辺におけるバリアフリーの実態や課題、区民の意識・要望を把握するため、当事者等ヒアリング、区民アンケート調査、まち歩き点検、心のバリアフリーワークショップ、住民説明会を以下のとおり実施しました。

1) 当事者等ヒアリング

表 2-2 当事者等ヒアリング概要

対象/実施日	品川区障害者七団体協議会	令和 7 年 6 月 6 日
	一本橋児童センター利用者(子育て世帯 30 名)	令和 7 年 6 月 13 日
	・関ヶ原シルバーセンター利用者 ・南品川シルバーセンター利用者 (高齢者約 10 名)	令和 7 年 6 月 20 日 令和 7 年 6 月 27 日
内容	大井町駅周辺の施設・道路・駅・バス・タクシーについて、心のバリアフリー・情報バリアフリーについて	

2) 区民アンケート調査

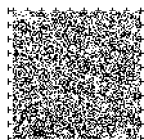
表 2-3 区民アンケート調査概要

期間	令和 7 年 9 月 11～23 日
対象	満 15 歳以上の区内在住者 3,000 人(無作為抽出)
配布・回収状況	・配布数:3,000 票(有効配布数:2,991 票) ・回収数:719 票 ・有効配布数に対する回収率:24.0%
項目	属性、大井町駅周辺の施設・道路・駅・バス・タクシーについて、心のバリアフリー・情報バリアフリーについて

3) まち歩き点検

表 2-4 まち歩き点検概要

実施日	令和 7 年 10 月 8 日	
内容	利用者・当事者の視点からまちを歩いて点検し、結果を整理、意見交換を実施しました。	
主な点検箇所	【大井町駅周辺コース】 ・大井町駅西口広場 ・大井町駅(JR 線、東急大井町線、りんかい線) ・上記経路	【青物横丁駅周辺コース】 ・品川第二地域センター、区民集会所 ・青物横丁駅～交差点 ・大井町駅東口広場 ・上記経路
参加者数	54 名	
参加者	高齢者クラブ、障害者団体、子育て世帯、町会・自治会、特別支援学校 PTA、鉄道事業者、道路管理者、学識経験者、区職員	



4)心のバリアフリーワークショップ

表 2-5 心のバリアフリーワークショップ概要

実施日	令和7年11月6日
内容	鉄道・バス事業者が心のバリアフリーに資する取り組みを紹介し、参加者は質問や相互での意見交換を行い、今後も継続してほしいこと、取り組んでほしいこと、実施に向けて必要なことをまとめました。
参加者数	23名
参加者等	障害者団体、子育て世帯、町会・自治会、NPO法人まちづくり大井、品川区商店街連合会、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 (話題提供者)東日本旅客鉄道株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東急バス株式会社、京浜急行バス株式会社

5)住民説明会

表 2-6 住民説明会概要

場所/実施日	・令和8年2月 3日 品川区役所 第二庁舎 3階ロビー ・令和8年2月10日 品川第二区民集会所 第二集会室 ・令和8年2月15日 イトーヨーカドー大井町店 地下1階
内容	・改定の目的・背景・スケジュール、これまでの取り組み ・品川区・大井町駅周辺地区の状況 ・基本目標と基本方針 ・整備方針、重点整備地区、生活関連施設・経路
参加者数	・品川区役所 48名 ・品川第二区民集会所 8名 ・イトーヨーカドー大井町店 49名

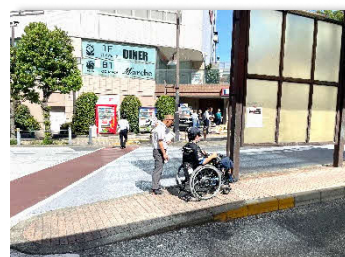
図 2-11 実態把握の取り組みの様子



まち歩き点検①



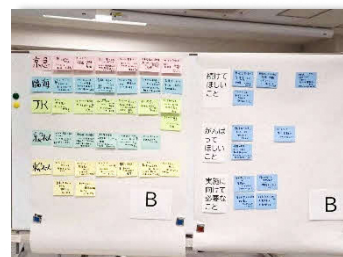
まち歩き点検②



まち歩き点検③



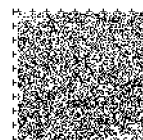
心のバリアフリーワークショップ①



心のバリアフリーワークショップ②



住民説明会



(2)実態把握に基づく区民意向等

1)公共交通

- 券売機は、車いすで近づきやすくしてほしい。また、音声案内機能や呼び出しボタンをつけてほしい。
- 窓口で筆談可能と表示し、コミュニケーションボードを準備してほしい。
- 電光掲示板に表示される運行情報を読みやすくしてほしい。また、改札前の電光掲示板を増やしてほしい。
- 駅構内では、アナウンスだけでなく、アナウンス内容の表示もしてほしい。
- 幅広の改札を増やしてほしい。
- トイレの場所の案内をわかりやすくしてほしい。トイレまでの点字ブロックの連続性を確保してほしい。
- トイレの中では、個室の場所をわかりやすくしてほしい。音声ガイドの声を大きくしてほしい。容易に水が流せるようにセンサーの場所をわかりやすくしてほしい。大型ベッドを設置してほしい。介助者との間を仕切るカーテンを設置してほしい。
- エレベーターの位置をわかりやすくしてほしい。エレベーターの台数を増やしてほしい。既存のエレベーターのサイズを大きくしてほしい。
- 大井町駅における駅間の乗換は垂直移動も含め改札が遠く、乗換動線が複雑なため、乗換案内をわかりやすくしてほしい。
- バス乗り場は、乗り場までの案内を分かりやすくしてほしい。段差を少なくしてほしい。乗り場空間が狭いため広くしてほしい。屋根とベンチを設置してほしい。
- タクシー乗り場は、乗降しやすくなるよう段差をなくしてほしい。
- 区民アンケートより、大井町駅周辺の駅(大井町駅、下神明駅、青物横丁駅)で気になる点は「エレベーターがない・使いにくい」、「エスカレーターがない・使いにくい」、「案内サインがわかりにくい」の割合が高い。
- 区民アンケートより、路線バスで気になる点は「バス停に屋根やベンチがない」、「乗降の際に高低差がある」、「乗り場のサインが適切でない」の割合が高い。
- 区民アンケートより、タクシーで気になる点は「タクシー乗り場に屋根やベンチがない」、「タクシー乗り場のサインが適切でない」、「乗降の際に高低差がある」の割合が高い。

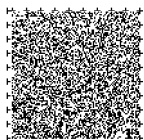
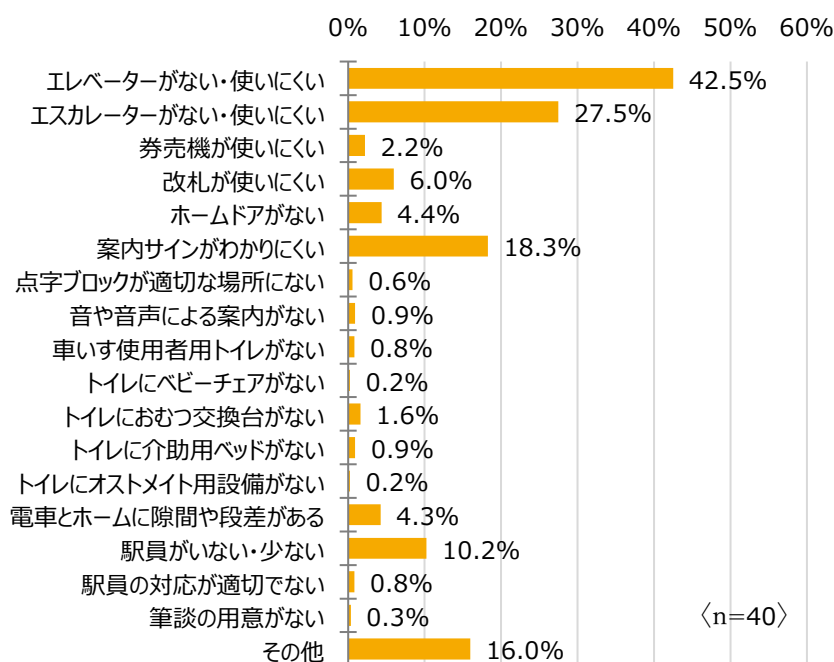
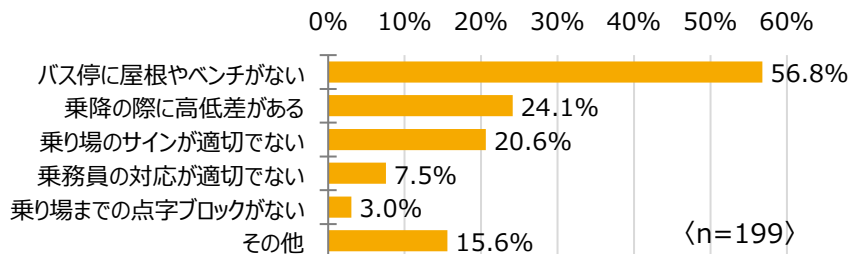


図 2-12 大井町駅周辺の駅で気になる点



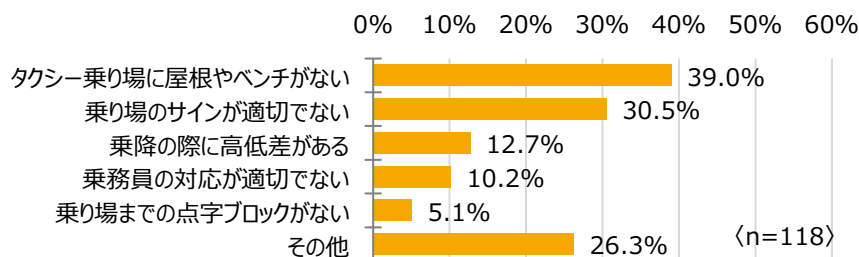
出典:大井町駅周辺地区のバリアフリーに関する区民アンケート調査

図 2-13 大井町駅周辺の路線バスで気になる点

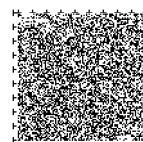


出典:大井町駅周辺地区のバリアフリーに関する区民アンケート調査

図 2-14 大井町駅周辺のタクシーで気になる点



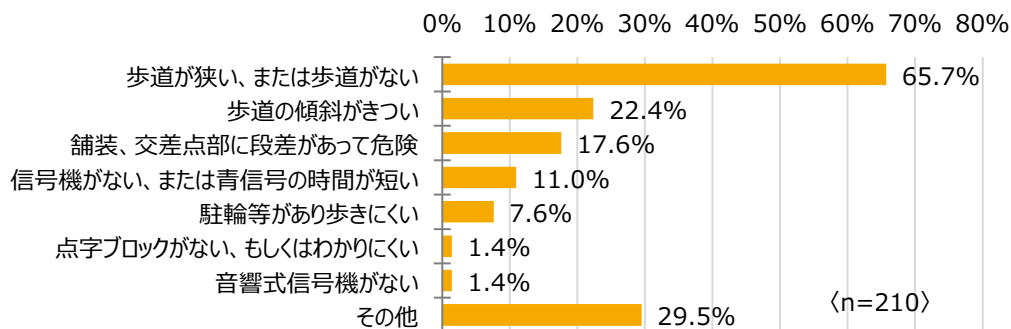
出典:大井町駅周辺地区のバリアフリーに関する区民アンケート調査



2)道路・交通安全

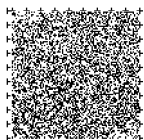
- 大井町駅西口広場における歩行者動線は、タイルに凹凸があり、点字ブロックの色が統一されていないため、改善してほしい。
- 大井町駅東口広場とデッキ間を車いす等で移動しようとしたとき、スロープで補助26号線まで遠回りするか、使用時間が限られているきゅりあんのエレベーター※を利用するしかない。昇降しやすくしてほしい。
- 青物横丁駅前交差点の第一京浜国道には、横断歩道がなく歩道橋にエレベーターがないため、階段を上ることのできない人が横断するためには、南品川五丁目交差点の横断歩道まで300mほど遠回りすることになる。平面横断できる横断歩道の設置など交差点を全方向に横断できるようにバリアフリー化してほしい。
- 区民アンケートより、道路で気になる点は、「歩道が狭いまたは歩道がない」、「歩道の傾斜がきつい」、「舗装、交差点部に段差があって危険」の割合が高い。
また気になる点の多い場所は、「補助26号線」、「大井町駅西口広場周辺」、「大井町駅東口広場周辺」の割合が高い。

図 2-15 大井町駅周辺の道路で気になる点



出典:大井町駅周辺地区のバリアフリーに関する区民アンケート調査

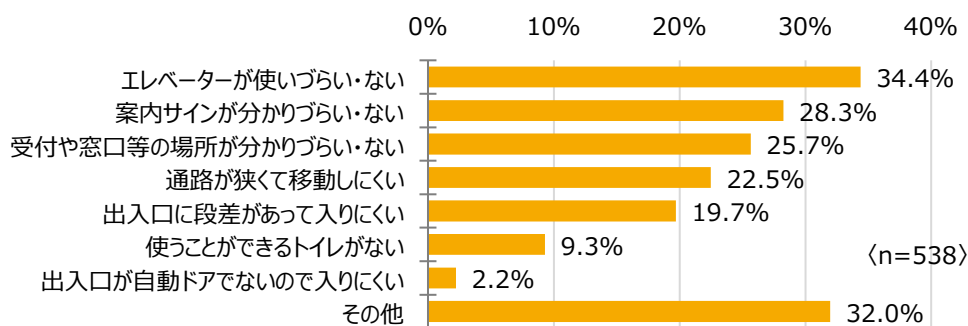
※ きゅりあんのエレベーター利用可能時間:7:00 から 23:00 まで(令和8年8月1日時点)



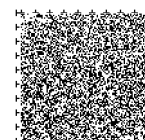
3)建築物

- 施設への音声案内があるとよい。
- 受付には、大きな筆談ボードとその存在を示す表示、車いす用の低いカウンターがあるとよい。
- 視覚障害者が受付や窓口へ円滑に移動できるよう、連続した点字ブロックを設置し、かつ点字ブロック上に障害物がないようにしてほしい。
- トイレは、遠くから位置がわかり、わかりやすい流しボタンや介助できるスペース、大型ベッドがあるとよい。
- 授乳室が設置されているとよい。
- 区民アンケートより、建築物で気になる点は、「エレベーターが使いづらい・ない」、「案内サインがわかりづらい・ない」、「受付や窓口等の場所がわかりづらい・ない」の割合が高い。

図 2-16 大井町駅周辺の施設(建築物)で気になる点



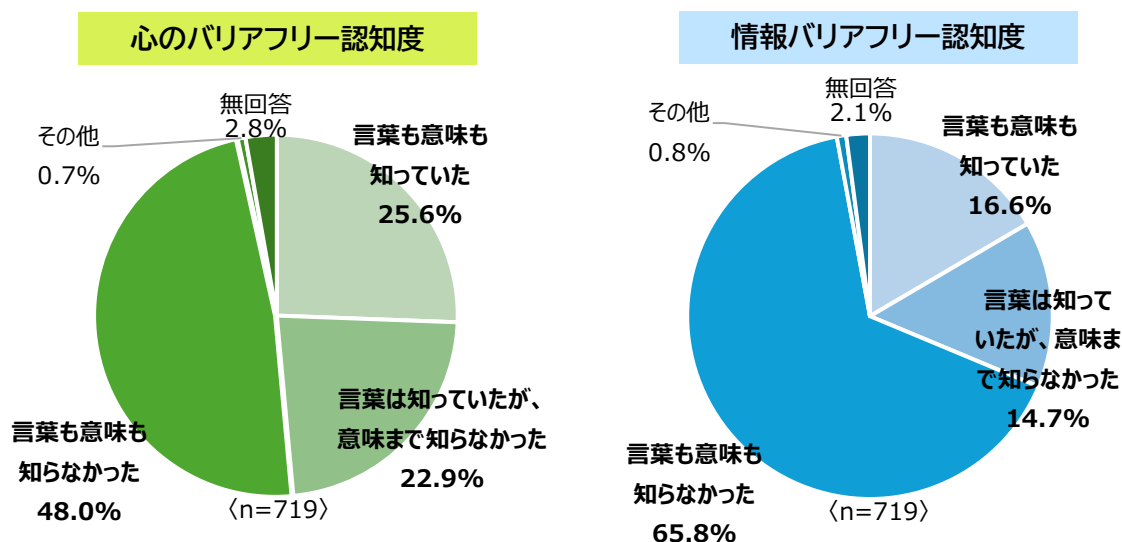
出典:大井町駅周辺地区のバリアフリーに関する区民アンケート調査



4)心のバリアフリー・情報バリアフリー等

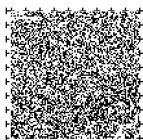
- 区民や子ども向けに当事者理解のための教室を実施してほしい。
- 公共交通機関や各施設の従業員への当事者理解・介助に関する研修、資格の取得を推進してほしい。
- ヘルプマークやマタニティマーク、ベビーカー利用など移動に配慮が必要な人についての啓発を推進してほしい。
- 自転車や電動キックボード等の利用に関するルールの周知とマナーの向上を推進してほしい。
- 授乳室・トイレ・休憩できる場所など必要な情報が容易に見つかるように情報提供・発信を強化してほしい。
- 区民アンケート結果より「困っている人を手伝いたい気持ちはあるが行動に移せない」「どのような支援をすればよいかわからない」という人が一定数存在する。
- 区民アンケート結果より「心のバリアフリー」について言葉も意味も知っていたのは25.6%で、約7割の区民が意味を知らないと回答。(参考:東京都調査※の認知度は20.6%)
- 区民アンケート結果より「情報バリアフリー」について言葉も意味も知っていたのは16.6%で、約8割の区民が意味を知らないと回答。

図 2-17 心のバリアフリー・情報バリアフリーの認知度



出典:大井町駅周辺地区のバリアフリーに関する区民アンケート調査

※ 東京都が令和 7 年 11 月に公表した調査:令和 7 年度 第 2 回インターネット都政モニターアンケート結果「東京における都市計画道路の整備」と「心のバリアフリー」



第3章 基本目標・基本方針

3-1 基本目標

区民の意向・地区の現状を受け、上位計画の目標等である「多様なひとが安全・安心・快適に移動・活動できる」こと、区の実取り組み姿勢である「誰一人取り残さない社会の実現」を踏まえ、基本目標を以下のとおり設定しました。

【区民の意向・地区の現状】

ヒアリング
区民アンケート調査
まち歩き点検
心のバリアフリーワークショップ
住民説明会

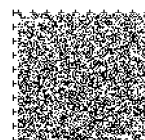
【上位計画】

品川区基本構想
品川区長期基本計画
品川区まちづくりマスタープラン
第4期品川区地域福祉計画

【区の実取り組み姿勢】

誰一人取り残さない社会の実現
区民のウェルビーイング向上

“ 多様なひとの移動や活動を支え
安全・安心・快適に回遊できる
誰一人取り残さない まちなかの実現 ”



3-2 基本方針

基本方針は、基本目標を達成するための3つの柱で構成します。

「当事者参画」「情報バリアフリー」を加え、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

方針1 区全域におけるバリアフリー化をめざした取り組みの推進

多様なひとの移動や活動を支える安全なまちなかを実現するため、区内の拠点となる地区などから施設や経路等の面的な整備を実施し、その成果や課題を活かしながら、区全域におけるバリアフリー化を進めます。

また、施設や経路等の新たな整備・改修においては、ユニバーサルデザインを基本とするとともに当事者参画を推進します。



方針2 心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

多様なひとが安心して快適に回遊できるまちなかを実現するためには、だれもが互いを理解し、尊重し、支えあえる関係を形成するとともに、容易に情報を入手・発信できる環境が整備されることが重要です。

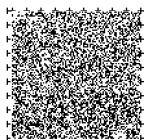
そのために、当事者の理解のための研修・教育や支えあいを促す啓発などとともに、適切な情報提供や、手話をはじめとしたコミュニケーション手段の充実などにより、心のバリアフリー・情報バリアフリーを推進します。



方針3 協働による取り組みの推進

「多様なひとの移動や活動を支え安全・安心・快適に回遊できる誰一人取り残さないまちなかの実現」のためには、関係するすべての主体がそれぞれの立場から積極的に取り組むことが必要です。

そのため、区や東京都・国などの行政機関、民間事業者やNPO法人、区民や地域など様々な主体の取り組みを共有・連携し、協働による継続的な取り組みを推進します。



コラム

子育て支援情報を、もっと身近に

●いきいきあんしん子育てガイド

妊娠がわかった時から、小学校に入学するまでのお子さんを対象に、品川区内の子育て支援情報や、区内のお出かけスポットを紹介しています。
母子健康手帳の交付時にも配布をしています。



●しながわこどもぽけっと

アプリやWEBで、いつでも気軽に品川区の子育て情報がみられる「しながわこどもぽけっと」には、妊娠中から出産、育児に役立つ子育て支援情報や、保育園や児童センター等の子育てに関連する施設のほか、おむつ替えや授乳スペース等の提供サービス、卓球台やトランポリン等の遊具がある施設等を検索することができます。



Android 端末
ダウンロードは
こちらから



iPhone 端末
ダウンロードは
こちらから



Web 版は
こちらから

コラム

トイレの様々な配慮

公共施設や駅のトイレには、様々な人が安心して利用できるよう、多様な配慮や工夫が取り入れられています。

近年は、バリアフリートイレに設備や機能を集中させるだけでなく、必要な設備を複数の個室に配置するなど、多様なニーズに対応したトイレづくりも進められています。

設備の例として、利用者のプライバシーや利便性に配慮した設備があります。

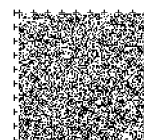
身体に障害のある方や介助が必要な方の中には、介助者と一緒にトイレを利用する場合があります。そのような場合には、トイレ内にカーテンがあることでプライバシーに配慮することができます。また、車いす利用者や介助者が荷物を持って利用することも多いため、荷物を掛けるフックなどを設けることで、トイレが使いやすくなります。

このような設備は、だれもが安心して利用できる環境づくりにつながっています。



トイレ内のカーテン

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
令和 7(2025)年3月 国土交通省



第4章 重点整備地区におけるバリアフリーの推進

4-1 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の拡大

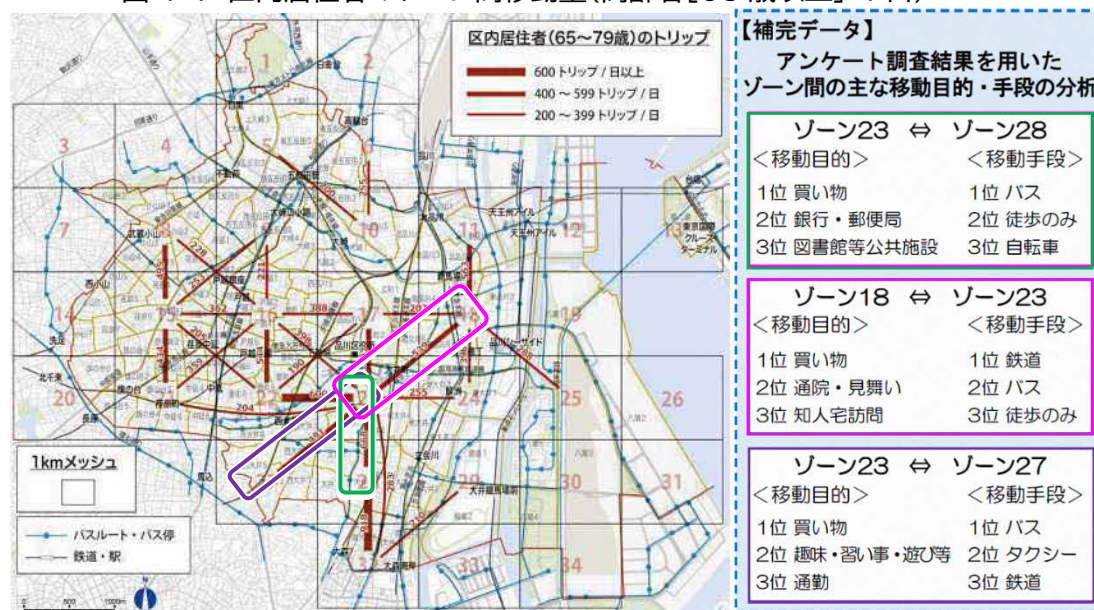
重点整備地区の要件は、次のとおりバリアフリー法に定められています。前計画においても、この要件に基づき地区が設定されています。

表 4-1 重点整備地区の要件

要件	根拠
生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	バリアフリー法 第2条24号 イ
生活関連施設および生活関連経路について、バリアフリー化事業が特に必要な地区	バリアフリー法 第2条24号 ロ
バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区	バリアフリー法 第2条24号 ハ

本計画では、青物横丁駅前交差点の横断に関するバリアフリー化の要望に対応する必要があること、また図4-1に示すとおり、大井町駅周辺(ゾーン23)と青物横丁駅周辺(ゾーン18)は特に高齢者(65歳以上)のゾーン間移動が多く、一体的なバリアフリー化を推進する必要があることから、青物横丁駅および第一京浜(国道15号)を含めるよう、重点整備地区の区域を拡大します。

図 4-1 区内居住者のゾーン間移動量(高齢者[65歳以上]・1日)



出典:品川区地域公共交通基本方針(令和2年10月/品川区)(一部加工)

(2)生活関連施設の見直し

生活関連施設は、高齢者、障害者が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設および商業施設等のなかから設定する必要があります。

前計画においては、次の考え方をもとに設定されています。

表 4-2 生活関連施設の設定

		設定の考え方
共通の基本的事項		相当数の高齢者、障害者等が利用する施設、常に不特定多数の人が利用する施設で、移動等円滑化の実現性の高いもの、優先度の高いものを設定
施設分類	旅客施設	乗降客数 3,000 人／日以上の駅
	官公庁施設・公共施設	区役所、保健所、税務署など
	医療・福祉施設	複数診療科目があり病床数の多い病院 多くの高齢者や障害者が利用する福祉施設
	商業施設等	施設規模 2,000 ㎡以上のもの 宿泊施設は客室 500 室以上のもの
	公園	面積 2,000 ㎡以上かつ他の生活関連施設との回遊性が高い公園

本計画では、前計画の生活関連施設を原則維持するとともに、青物横丁駅および第一京浜(国道15号)を重点整備地区内に含めるため「青物横丁駅」、「品川第二地域センター・区民集会所」を生活関連施設に追加します。また、地区内の施設見直しにより「OIMACHI TRACKS BUSINESS TOWER」、「OIMACHI TRACKS HOTEL&RESIDENCE TOWER」、「品川保育園(チャイルドステーション)」、「東京都立品川特別支援学校」も追加します。

具体的な生活関連施設は次ページ表のとおりです。

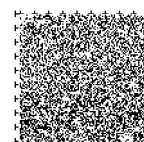
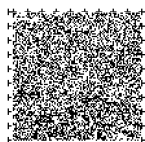


表 4-3 大井町駅周辺地区における生活関連施設一覧

分類	施設名	備考
旅客施設	大井町駅	JR 東日本(京浜東北線) 東急電鉄(大井町線) 東京臨海高速鉄道(りんかい線)
	下神明駅	東急電鉄(大井町線)
	青物横丁駅	京浜急行電鉄(京浜急行本線) ※本改定で追加
官公庁施設	品川区役所	
	東京都第二建設事務所	品川区役所庁舎内
	東京都品川都税事務所	//
	東京法務局品川出張所	//
	品川区立中小企業センター	
	品川区消費者センター	中小企業センター4 階
	品川区ジェンダー平等推進センター	きゅりあん 3 階
	大井第二地域センター・区民集会所	
	品川第二地域センター・区民集会所	※本改定で追加
	大井保健センター	
	文化施設	きゅりあん(品川区立総合区民会館)
福祉・医療施設	品川区民ギャラリー	イトーヨーカドー大井町店8階
	高齢者施設	南品川シルバーセンター
		関ヶ原シルバーセンター
		いきいきラボ関ヶ原
	その他福祉施設	品川区社会福祉協議会
		南品川ほっとサロン
商業施設等	医療施設	東京品川病院
	商業施設	ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 品川大井町
		西友大井町店
		イトーヨーカドー大井町店
		アトレ大井町
		阪急大井町ガーデン
		OIMACHI TRACKS BUSINESS TOWER
		OIMACHI TRACKS HOTEL&RESIDENCE TOWER
	宿泊施設	※本改定で追加
		※本改定で追加
	アワーズイン阪急	
	ヴィアイン品川大井町	
その他 公的サービス施設	品川郵便局	
	しながわ観光協会	
子育て支援施設	品川保育園(チャイルドステーション)	※本改定で追加
教育施設	東京都立品川特別支援学校	※本改定で追加
公園	しながわ中央公園	

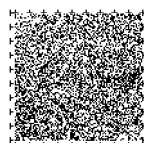


(3)生活関連経路の見直し

生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるように見直し、重点的・優先的にバリアフリー化をめざします。

表 4-4 大井町駅周辺地区における生活関連経路一覧

番号	管理区分	路線番号	都市計画道路名 愛称名など	所在地		
				区間	起点	終点
①	国道	15 号	放射 19 号線 第一京浜	南品川五丁目交差点～池上通り	南品川 2-3 先	南品川 5-6 先
①	都道	420 号線	—	下神明駅前～中小企業センター前 ～品川区役所本庁舎前	西品川 1-29 先	西品川 1-27 先
②	都道	420 号線	補助 26 号線 区役所通り(経路一部)	二葉図書館東側～大井町駅前～ 池上通り	二葉 1-5 先	東大井 5-10 先
③	都道	421 号線	補助 28 号線 池上通り	京浜急行本線高架下～青物横丁駅 前交差点～大井陸橋下～立会道路	南品川 2-5 先	東大井 6-2 先
④	都道	420 号線	補助 163 号線	品川区役所本庁舎前～品川区役 所前交差点	広町 2-1 先	大井 1-17 先
①	区道	幹線一級 3	補助 163 号線支 1 通称一本橋通り	品川区役所前交差点～補助 205 号線との交差点	二葉 1-18 先	大井 1-41 先
②	区道	幹線一級 3	補助 163 号線	品川区役所本庁舎前～品川区役 所防災センター前	広町 2-1 先	西品川 1-27 先
③	区道	Ⅱ-170	—	下神明駅～都道 420 号線(神明児 童遊園(通称タコ公園)北側)	西品川 1-29 先	西品川 1-29 先
③	区道	V-93	—	都道 420 号線(品川中央公園南側) ～補助 26 号線(二葉図書館東側)	二葉 1-6 先	二葉 1-5 先
④	区道	準幹線 29	ゼームス坂通り	南品川五丁目西交差点～ゼーム ス坂上交差点	南品川 5-3 先	東大井 5-4 先
⑤	区道	Ⅱ-230	区画道路 1 号	区役所通り～品川区新総合庁舎 北西側交差点	広町 2-1 先	広町 2-1 先
⑥	区道	Ⅱ-231	区画道路 2 号	大井町トラックス北東側交通広場～ 品川区新総合庁舎北東側交差点	広町 2-1 先	広町 2-1 先
⑦	区道	幹線二級 19	立会道路	一本橋交差点～大井町駅前中央 通り交差点	大井 1-20 先	大井 1-6 先
⑧	区道	V-83	補助 163 号線 通称どんたく通り	大井町駅入口交差点～大井町駅 西口広場	大井 1-29 先	大井 1-2 先
⑨	区道	準幹線 32	光学通り	一本橋通り交差点部～大井町駅前 中央通り交差点部	大井 1-37 先	大井 1-49 先
⑩	区道	V-91	補助 205 号線	一本橋通り交差点部～大井第二地 域センター前	大井 2-24 先	大井 2-27 先
⑪	区道	V-108	品川区画街路 6 号線	区役所通り～大井町駅西口広場 ～ヴィアイン品川大井町前	大井 1-3 先	大井 1-30 先
⑫	区道	V-115	品川区画街路 4 号線	区役所通り～大井町駅東口広場 交差点部	東大井 5-16 先	東大井 5-17 先
⑬	区道	V-238	品川区画街路 4 号線・5 号線	大井町駅東口広場交差点部～大井町駅 東口広場～きゅりあん南側～池上通り	東大井 5-17 先	東大井 5-19 先
⑭	区道	V-122	—	大井町駅東側～きゅりあん北側 T 字交差点部	東大井 5-17 先	東大井 5-17 先
⑮	区道	幹線二級 21	—	きゅりあん北側 T 字交差点部～池上 通り	東大井 5-15 先	東大井 5-14 先
⑯	区道	Ⅵ-42	立会道路	池上通り(大井陸橋下)～東京品川 病院前	東大井 6-5 先	東大井 6-13 先
⑰	区道	Ⅵ-11	—	東京品川病院前～見晴らし通り	東大井 6-13 先	東大井 6-13 先
⑱	区道	準幹線 33	見晴らし通り	区道Ⅵ-11 との交差点部～関ヶ原シ ルバーセンター前	東大井 6-11 先	東大井 6-13 先
⑲	区道	Ⅱ-183 Ⅱ-189	—	ゼームス坂通りとの交差点部～品川 保育園正門前	東大井 5-5 先	東大井 5-8 先
⑳	区道	Ⅱ-174	—	ゼームス坂通りとの交差点部～南品 川五丁目交差点	南品川 5-4 先	南品川 5-3 先
㉑	通路	—	歩行者専用通路 1 号	大井町駅～品川区新総合庁舎西 側(歩行者デッキ)	広町 2-1 先	広町 2-1 先
㉒	私道	—	—	ゼームス坂通り～南品川シルバ ーセンター前	南品川 5-9 先	南品川 5-10 先
㉓	私道	—	—	池上通り～東京品川病院前	東大井 6-2 先	東大井 6-4 先



(4)重点整備地区の区域の設定

(2)ならびに(3)で設定した生活関連施設ならびに生活関連経路を含むエリアを、道路・町丁界・鉄道など境界が明確になるよう配慮し、重点整備地区の区域を設定します。

その結果、面積は約83haとなります(前計画から約8ha拡大)。

(5)重点整備地区の図示

生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域からなる大井町駅周辺地区について、次ページ図に示します。

歩行空間ネットワークデータ

コラム

～だれもが移動しやすいまちを支える道路情報～

区では、大井町駅周辺地区の生活関連経路を歩きやすい道路とするため「歩行空間の情報」を整えています。

たとえば、道の幅がどれくらいあるのか、坂道はどれくらい急なのか、段差はあるのかなど、こうした情報をまとめることで、車椅子使用者やベビーカー利用者、高齢者など、だれもが安心して移動できる地図づくりに役立っています。

この情報は、民間の地図アプリや移動支援サービスでも活用され、段差の少ないルート案内する地図、坂道を避けて移動できるアプリなど、便利なサービスの開発にもつながります。また、近年は自動配送ロボットなど新たなサービスへの活用が期待されています。

ICTの活用によりだれもが自律的に安心して移動できる包摂社会を実現(イメージ)



図の出典:国土交通省 web サイト「歩行空間ナビ」プロジェクト
歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化(一部加工)

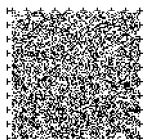
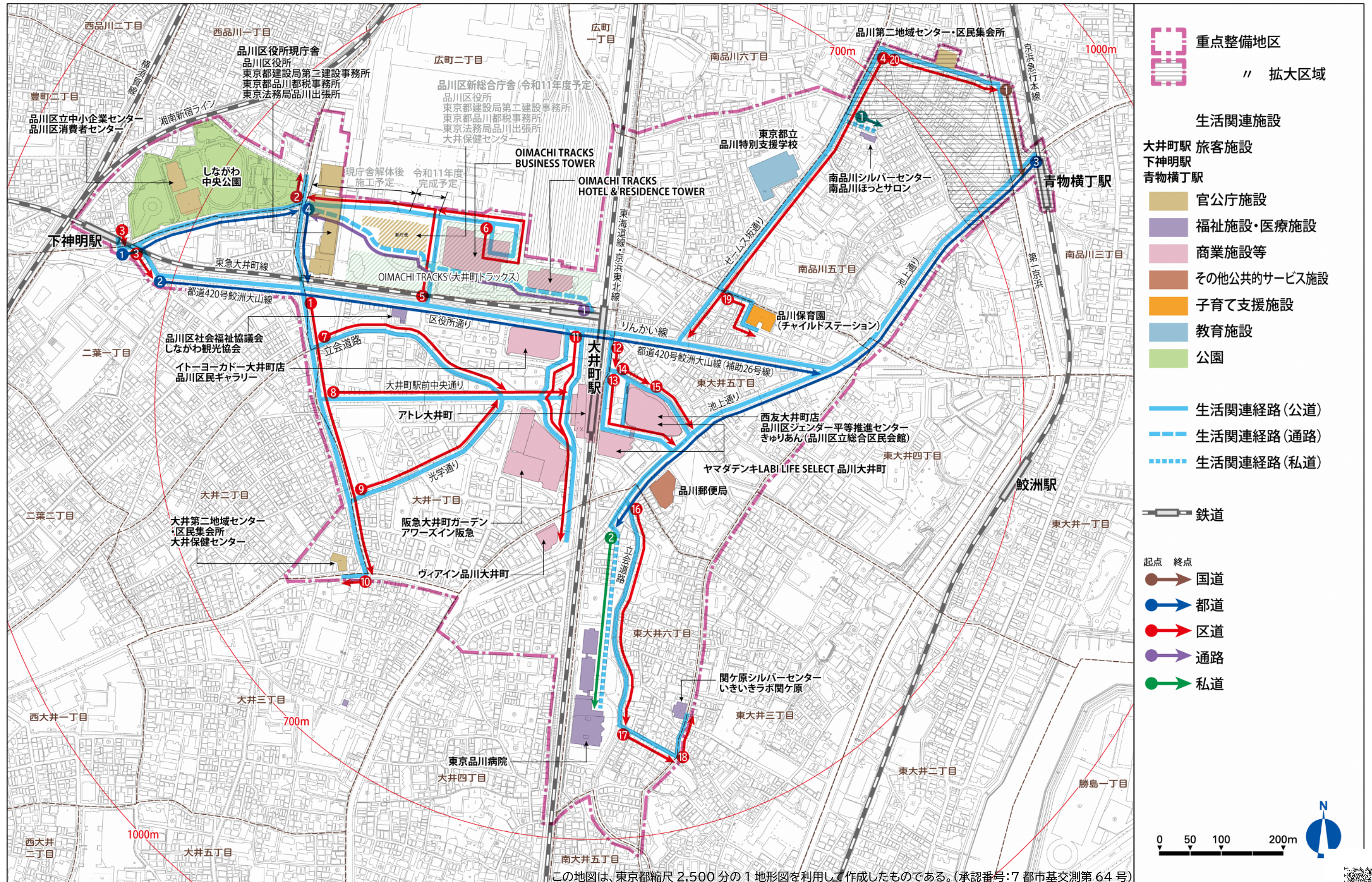
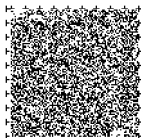


図 4-2 大井町駅周辺地区(重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路)





4-2 重点整備地区の整備方針等

(1)公共交通の整備方針

1)鉄道駅等

- 経路のバリアフリー化は一定整備されているものの、さらなるバリアフリー化に向け新たなエレベーターやスロープ設置、既存設備の改善などにより、経路の充実を図ります。
- 多様な利用者に配慮した案内・サインの設置、トイレへのフラッシュライト設置やバリアフリートイレへの大型ベッド設置などの高機能化および利便性の向上、遠隔手話通訳システムの導入、券売機のバリアフリー整備ガイドラインの改定への速やかな適合および利便性の向上に向けた検討など、多様なひとが安心して快適に利用できる施設整備に努めます。
- 踏切遮断時間の短縮等、品川道踏切の安全性向上を図ります。

2)路線バス・タクシー

- バス乗降場におけるバス案内の充実、上屋・ベンチの設置やバス接近表示装置の設置推進など、バス利用者の利便性および快適性の向上をめざします。
- 大井町駅西口広場のタクシー乗り場の段差の解消を図ります。

コラム

フラッシュライト(光警報装置)とは？

フラッシュライト(光警報装置)とは、主に聴覚障害のある方や音に気付きにくい方のために、光の点滅で火災の発生を知らせる装置です。

トイレなど、聴覚障害者等に対し火災の発生を知らせることが困難な場所において、避難の遅れを防ぐため、フラッシュライトの設置が推奨されています。

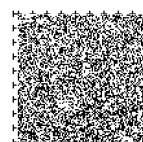
平常時



緊急時
(発光中)



写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和 7(2025)年3月 国土交通省



(2)道路の整備方針

- セミフラット形式への移行、電線類の地中化、歩道の有効幅員の確保、段差や勾配の解消、点字ブロックの設置など、移動等円滑化のための道路の構造に関する基準を定める省令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定)ならびに東京都福祉のまちづくり条例に基づく基準に沿った整備を実施します。
- 多様なひとが安全に道路を横断できるよう、青物横丁駅前交差点のバリアフリー化を実施します。なおバリアフリー化にあたっては、平面横断が可能となる横断歩道の設置を推進します。
- 点字ブロックを設置する際には、連続性や利用者の動線、視認性などに配慮し、視覚障害者の円滑な移動の確保に努めます。
- 下神明駅前に点字ブロックを敷設し、下神明駅から品川区役所までの点字ブロックの連続性を確保します。
- 歩道上の占有物への指導強化、放置自転車対策、自転車利用マナー向上に関する広報・啓発活動等の推進により、安全な歩行空間の確保に努めます。
- 歩道整備が難しい経路においては、路側帯のカラー化、点字ブロックの設置推進(横断歩道手前等)など、高齢者や障害者の視点に立った歩行空間の確保に努めます。
- 点字ブロック等のバリアフリー設備について、本来の機能を継続させるため、適切な維持管理を行います。
- 点字ブロックを活用した音声による移動支援等、最新技術の活用を推進します。
- まちを歩く多様なひとが、ひとやすみできるよう、大井町駅西側にベンチ等の休憩施設を設置します。
- 大井町駅東側歩行者デッキは、昇降における利便性の向上について検討を継続します。

コラム

セミフラット形式 ～段差の少ない道をめざして～

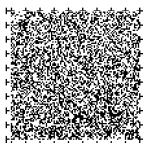
歩道と車道の間には、これまで大きな段差があり、車両乗入れ部等では部分的に歩道が大きく傾くことから、車いすやベビーカー等では通行しにくい場所がありました。

歩道と車道の段差が小さい「セミフラット形式」とすることで、車両乗入れ部等での歩道の傾きが小さくなり、つまずきにくく、だれもが通行しやすくなります。

なお、視覚障害者が白杖等で分かるよう、歩道と車道の境界に2cmの段差を残すことが都の標準となっていますが、区道では段差のない区間と段差を残した区間、それぞれ整備しています。



セミフラット化された
ゼームス坂通り



(3)建築物の整備方針

- 道路や駐車場から施設内までの経路の使いやすさの向上、点字ブロックの連続性の確保および適切な維持管理、多様な利用者に配慮した案内・サインの設置、トイレへのフラッシュライト設置やバリアフリートイレへの大型ベッド設置などの高機能化、授乳室やカームダウン・クールダウン室の設置推進、遠隔手話通訳システムの導入など、多様なひとが安心して快適に利用できる施設整備に努めます。
- 簡易な改良やソフト面の対応などについては短期での達成または着手をめざし、大幅な改修や大規模修繕については改修計画や店舗等の建替え時に取り組みます。

コラム

大型ベッド とは？

バリアフリートイレに設置されている大型のベッドは、身体に障害のある方等がおむつ替えや衣類の着脱等を行う際に使用します。折りたたんで収納するタイプと折り曲げずに収納するタイプがあり、バリアフリートイレの大きさや設備の配置により設置されます。

外出先でおむつ替え等ができることにより、滞在できる時間が長くなり、活動の幅が広がります。



折りたたんで収納する
大型ベッド(品川区役所内)

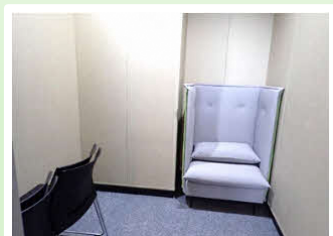
コラム

カームダウン・クールダウン室 とは？

光や音などの刺激に敏感な方や、不安や緊張が高まった方の中には、人の多い場所で過ごすことが難しくなる場合があります。

カームダウン・クールダウン室は、そのような時に一時的に心身を落ち着かせるために利用できる静かな空間です。

近年、公共施設や商業施設などで整備が進められており、その位置を示すために「カームダウン・クールダウンマーク」が用いられています。

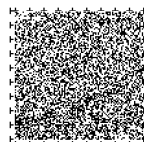


エディオンピースウイング広島
(広島市中央公園内にある球技場)の同室

カームダウン・
クールダウンマーク



カームダウン・クールダウンマークの出典：
日本産業規格 JIS Z8210(2020年改正)
写真の出典：バリアフリー推進レポート
第13号(令和6年3月22日発行)
中国運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課



(4)交通安全施設の整備方針

- 交通安全施設について、必要に応じた横断歩道へのエスコートゾーンの整備、音響式信号機の設置推進、道路標識の高輝度化および違法駐車取締りなどにより、高齢者や障害者等の安全で快適な移動支援に向けた整備を進めます。

コラム

エスコートゾーン ～横断歩道の道しるべ～

エスコートゾーンとは、視覚障害者が横断歩道を安全に渡ることができるよう、横断歩道の中央部に細長く並んだ突起状の道しるべのことです。

視覚障害者にとって横断歩道は手がかりが少なく、まっすぐ進むことは容易ではありませんが、エスコートゾーンを白杖でたどることで突起により進む方向が分かり、横断歩道から外れることなく反対側までたどり着くためのガイドラインになります。

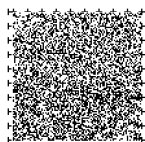
エスコートゾーンは、視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺や、バリアフリー計画の重点整備地区内の主要な生活関連経路において優先的に整備が進められており、移動の連続性確保の観点から、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックと一体的に設置するようにしています。



一本橋交差点のエスコートゾーン



大井町駅入口交差点のエスコートゾーン



(5)心のバリアフリー・情報バリアフリー等のソフト施策の取り組み方針

- バリアフリーに関する啓発や理解促進のためのイベント開催、研修の実施、ホームページ等による情報発信などにより、区民の理解促進を図ります。
- 子どもへのバリアフリーに関するパンフレットの配布や体験イベントの実施など、心のバリアフリーに資する教育を進めます。
- 区職員や公共交通事業者の従業員、民間商業施設等の従業員の障害等理解のための研修の実施や資格の取得を進めます。
- 適切なバリアフリー情報の提供、ウェブアクセシビリティの向上、コミュニケーション保障の向上など、情報提供・発信を進めます。
- 自転車や電動キックボード(特定小型原動機付自転車)等の利用に関するルール周知とマナーの向上、放置自転車の撤去、路上占用防止の指導など、多様なひとが安全で快適に移動できる空間を確保するための取り組みを進めます。
- 第4期品川区地域福祉計画に位置づけている以下の事業と連携をとりながら、ソフト面のバリアフリー化に取り組みます。

表 4-5 第4期品川区地域福祉計画 推進施策 抜粋

柱1 区民の意識をはぐくむ取り組み

(1)相互理解の促進

- 1)多様性を認め合う意識づくり
ジェンダー平等の推進、多文化共生の推進
- 2)障害者等への合理的配慮
障害者差別解消法の普及啓発、
ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の普及啓発

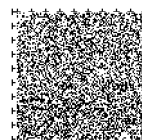
(2)バリアフリーの促進

- 1)情報のバリアフリーの促進
支援を必要とする人への情報提供体制の充実
子育て世代への情報提供体制の充実
まちなかの案内の充実、バリアフリーマップの充実
外国人向けの情報発信の充実
- 4)手話の理解促進、移動支援
手話通訳者等コミュニケーション手段の充実
手話の理解促進

柱2 地域の活動や参加を促進する取り組み

(1)地域活動の充実

- 1)サロン活動の充実
認知症カフェ等の充実
- 4)認知症サポーター養成の充実
認知症サポーター養成事業の実施



認知症の人を含むだれもが自分らしく暮らせるまちをめざして
～認知症を自分事として捉え考える～

品川区では、認知症の人を含むだれもが自分らしく暮らし続けられるまちの実現をめざし、認知症についての正しい知識および認知症の人への正しい理解を深め、認知症を自分事として捉え考えられるよう、取り組みを進めています。

その一つが、「認知症サポーター」の活動です。

「認知症サポーター」とは、認知症に関する正しい知識や理解を持ち、認知症の人やご家族に寄り添いながら、地域とともに支え合う存在です。

直接的な声かけだけでなく、学んだ知識を周囲に伝えたり、認知症の人が抱える不安や困りごとを理解したりする姿勢も「認知症サポーター」の大切な役割です。



企業向けステッカー

「認知症サポーター養成講座」を受講した方は、「認知症サポーター」となります。

講座では、認知症についての基礎知識だけでなく、認知症の人が感じている気持ちや困りごと、接し方の工夫など、日常の中でも役立つ内容を学ぶことができます。

区民向けの講座に加えて企業・団体向けに出前講座も実施しており、職場や接客の場面での理解促進にもつなげています。

講座を修了すると、認知症サポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。



オレンジリング

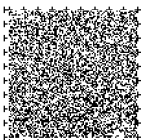
オレンジリングは、認知症の人やご家族が

- 「リングを付けている人は認知症について正しく理解している人」
- 「困ったときに頼れる人がいる」

と感じられる安心のしるしであり、地域で支え合う気持ちを示す大切なシンボルです。

こうした学びを地域での活動へと広げていくため、品川区では認知症サポーターが9月の認知症月間に向けて自分たちにできることを考えて実践する「認知症サポーター企画会議」を実施しています。

企画会議で生まれたアイデアは、認知症サポーター自身が企画し運営する認知症イベント「しながわオレンジフェスタ」として形になり、認知症の人を含むだれもが気軽に参加できる場となって、認知症への関心を高めるきっかけになっています。



コラム

バリアフリーのサインやマーク

～知ることが配慮や支援につながります～

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

視覚障害者のための国際シンボルマーク



視覚障害者に考慮された建物、設備、機器につけられるマークです。

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聴覚障害者への配慮を表すマークです。窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表します。

手話マーク



筆談マーク



耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は、手話での対応、筆談での対応のお願い、窓口等で提示している場合は、「手話、筆談で対応します」等の意味になります。

ハート・プラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

オストメイトマーク



オストメイトとは、排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマークはオストメイトのための設備があること、オストメイトであることを示しています。

ヘルプマーク・品川区ヘルプカード



ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプカードは、援助を必要とする方等が携帯し、周囲の方へ必要な支援や配慮をお願いするためのカードです。品川区ではヘルプカード、ヘルプカードホルダーを配布しています。

マタニティマーク



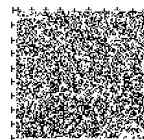
妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊産婦であることを示しやすくするものです。

ベビーカーマーク



ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。

出典:内閣府 web サイト>内閣府の政策>障害者施策>障害者に関するマークの一例
厚生労働省 web サイト>働く女性の心とからだの応援サイト>母性健康管理に関する用語辞典
国土交通省 web サイト>バリアフリー>ベビーカーマークについてのお知らせ 等



コラム

多様な利用者に対応した案内支援
～移動を支える音声・デジタル技術～

多様な利用者の移動を支援する技術には、触覚・音声・デジタルなど、様々な手段を組み合わせた案内方式があります。近年は、点字ブロックによる触覚誘導に加え、スマホやカメラ認識を活用した新たな技術が広がっています。

ここでは、代表的な技術としてコード化点字ブロック、シカイ、ナビレンスを紹介します。

コード化点字ブロック

点字ブロックに付された識別コードをスマホで読み取り、音声・文字で案内を提供する技術



品川区役所内

(1)案内の提供方式

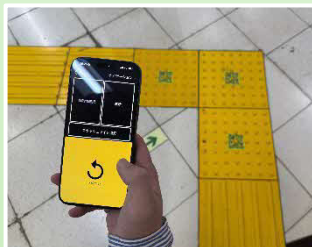
- 現在位置に基づき、周辺施設や方向を提示する「現在位置型案内」

(2)情報取得の仕組み

- 点字ブロック上の識別コードをカメラで読み取り、地点情報を取得

シカイ(shikAI)

スマホアプリを用いて、施設情報や経路を音声で案内する技術



出典:LiNKX 株式会社

(1)案内の提供方式

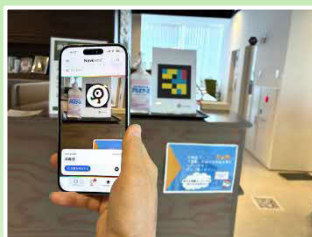
- 点字ブロックを用いた移動において、曲がり角や分岐点ごとに進行方向や注意情報を提示し、目的地までの最短距離を案内する「経路誘導型案内」

(2)情報取得の仕組み

- 点字ブロック等に設置した QR コードの読み取りにより地点を特定

ナビレンス(NaviLens)

壁や床などに設置した専用コードをスマホのカメラで読み取り、音声や文字で情報提供する技術



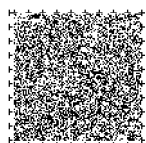
ビジョンパーク(神戸アイセンター内)

(1)案内の提供方式

- 専用コードを認識し、その地点に紐づく情報を提示する「現在位置型案内」と「経路誘導型案内」の2種類がある

(2)情報取得の仕組み

- スマホをかざすだけで自動認識し、離れた場所や歩行中でも読み取り可能



4-3 特定事業・その他の事業

重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、各主体が取り組むべき特定事業を次の通り定めます。

本計画においては、優先順位を定め計画的に着実に事業を推進するため、令和8年度からを前期、令和13年度からを後期とします。

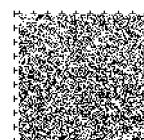
図 4-3 事業の推進



(1)公共交通特定事業

表 4-6 公共交通特定事業

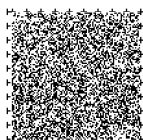
対象施設	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
大井町駅	東京臨海高速鉄道(株)	エレベーターの増設	○	
	東急電鉄(株)	トイレの機能・利便性向上	○	
青物横丁駅	京浜急行電鉄(株)	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置		○
路線バス	東京都 (都営バス)	上屋・ベンチの設置の推進	継続実施	
		バス接近表示装置の設置の推進	継続実施	
	東急バス(株)	上屋・ベンチの設置の推進	継続実施	
		バス接近表示装置の設置の推進	継続実施	



(2)道路特定事業

表 4-7 道路特定事業

対象施設	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
国道① 第一京浜	国土交通 省	青物横丁駅前交差点のバリアフリー化		○
		歩道の勾配の改善		○
		歩道の平坦性の確保		○
		歩道の有効幅員の拡大		○
区道③ 下神明駅前～都道 420 号線 都道① 都道 420 号(下神明駅前)	品川区 東京都	連続性を確保した点字ブロック敷設	○	
区道⑦ 立会道路	品川区	周辺の開発に合わせた道路整備		○
区道⑪ 大井町駅西口広場等	品川区	大井町駅西側への休憩施設の設置	○	
		大井町駅西側タクシー乗り場の段差解消	○	
生活関連経路	品川区	音声による移動支援等の最新技術の活用		○
		歩車分離されていない道路における路側帯のカラー化	通学路指定に伴い実施	
重点整備地区内	国土交通 省 東京都 品川区	連続性を確保した点字ブロックの設置 および適切な維持管理	継続実施	

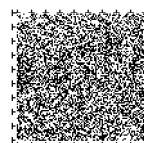


(3)建築物特定事業

1)官公庁施設

表 4-8 建築物特定事業(官公庁施設)

対象施設	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
品川区役所	品川区	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置	○	
		トイレの機能・利便性向上	○	
		カームダウン・クールダウン室の設置	○	
品川区立 中小企業センター	品川区	トイレの機能・利便性向上		○
品川区消費者センター	品川区	遠隔手話通訳システムの導入	○	
大井第二地域センター・ 区民集会所	品川区	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置		○
		トイレの機能・利便性向上		○
大井保健センター	品川区	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置	○	
品川第二地域センター・ 区民集会所	品川区	点字ブロックの補修	○	
		多様な利用者に配慮した案内やサインの設置		○
		トイレの機能・利便性向上、ベビーチェアの設置(区民集会所)等		○
		車いす使用者用駐車施設とその表示の設置	○	
きゅりあん(品川区立総合区民会館)	品川文化振興事業団	筆談対応表示の設置	○	
		遠隔手話通訳システムの導入	○	
		トイレの機能・利便性向上		○
品川区民ギャラリー	品川文化振興事業団	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置		○
		筆談対応表示の設置	○	



2)福祉・医療施設、その他公的サービス施設

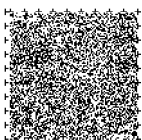
表 4-9 建築物特定事業(福祉・医療施設、その他公的サービス施設)

対象施設	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
南品川シルバーセンター	品川区	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置	○	
		筆談用具の用意とその表示の設置	○	
関ヶ原シルバーセンター	品川区	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置	○	
		筆談用具の用意とその表示の設置	○	
品川区社会福祉協議会	品川区社会福祉協議会・品川区	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置	○	
		手話・筆談対応表示の設置	○	
		トイレの機能・利便性向上、オストメイト用設備の設置等		○
しながわ観光協会	しながわ観光協会・品川区	多様な利用者に配慮した案内やサインの設置	○	
		筆談用具の用意とその表示の設置	○	
		トイレの機能・利便性向上、ベビーチェア、おむつ交換台、オストメイト用設備、大型ベッドの設置等		○
東京品川病院	社会医療法人社団東京巨樹の会東京品川病院	筆談用具の用意とその表示の設置	○	
		遠隔手話通訳システムの導入		○
		トイレの機能・利便性向上		○

3)商業施設等(商業施設、宿泊施設)

表 4-10 建築物特定事業(商業施設、宿泊施設)

対象施設	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
イトーヨーカドー大井町店	(株)イトーヨーカドー	筆談用具の用意とその表示の設置	○	



(4)交通安全特定事業

表 4-11 交通安全特定事業

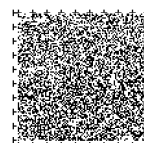
対象	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連経路	東京都 (公安委員会)	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	順次実施	
		エスコートゾーンの整備	順次実施	
		道路標識・道路標示の適切な補修	順次実施	
		違法駐車行為の防止のための事業	継続実施	

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照してください。

(5)心のバリアフリーに関する事業(教育啓発特定事業)

表 4-12 心のバリアフリーに関する事業

対象	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
区民等	品川区	区民への心のバリアフリー推進の取り組み(手話の理解促進、障害者差別解消法の啓発、高齢者、ジェンダー・多文化等多様なひとの理解啓発、ユニバーサルデザインの普及啓発など)	継続実施	
利用者等	各施設管理者	利用者への心のバリアフリーに関する啓発活動の実施(優先利用など)	継続実施	
生活関連施設の従業員など	各施設管理者	障害者等、多様なひとへの理解を深める取り組み 資格取得の推進	継続実施	



(6)情報バリアフリーに関する事業

表 4-13 情報バリアフリーに関する事業

対象	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設	各施設管理者	バリアフリー情報の提供・更新	継続実施	
区民等	品川区	多様なひとへの情報提供体制の整備	継続実施	
区民等	品川区	バリアフリーマップの充実	○	

(7)道路の適正利用に関する事業

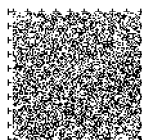
表 4-14 道路の適正利用に関する事業

対象	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連経路	国土交通省・東京都・品川区	看板や商品のはみ出し指導	継続実施	
重点整備地区内	国土交通省・東京都・品川区	放置自転車対策の強化	継続実施	
		自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動	継続実施	

(8)継続検討事業

表 4-15 継続検討事業

対象	事業者	事業概要	実施予定時期	
			前期	後期
私道①	品川区	急勾配対策に向けた調整	継続検討	
品川道踏切	品川区、東日本旅客鉄道(株)	安全・安心な通行および利便性向上に関する検討	継続検討	
大井町駅	東日本旅客鉄道(株)	大井町駅中央口西側の昇降利便性向上に向けた検討	継続検討	
大井町駅	東急電鉄(株) その他関係事業者	区役所通り(都道 420 号)と大井町駅の昇降利便性向上に向けた検討	継続検討	
各鉄道駅の券売機	各鉄道事業者	バリアフリー整備ガイドラインへの適合継続およびさらなる利便性向上に向けた検討	継続検討	
大井町駅東側歩行者デッキ	品川区	昇降利便性向上に向けた検討	継続検討	
品川区社会福祉協議会	品川区社会福祉協議会・品川区	出入口やエレベーター等の幅員改善に向けた検討	継続検討	



第5章 計画・事業等の推進に向けた今後の取り組み

5-1 特定事業等の推進

(1) 特定事業計画の策定による進捗管理

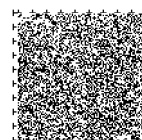
特定事業等を推進していくため、本計画に基づく特定事業計画を策定し、毎年度、進捗管理と改定(更新)を実施していきます。

図 5-1 特定事業計画の策定による進捗管理



(2) 事業の進捗に関する情報提供の実施

事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ伝えるため、区の広報やホームページ等を活用し、区民への積極的な情報提供を実施します。

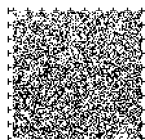
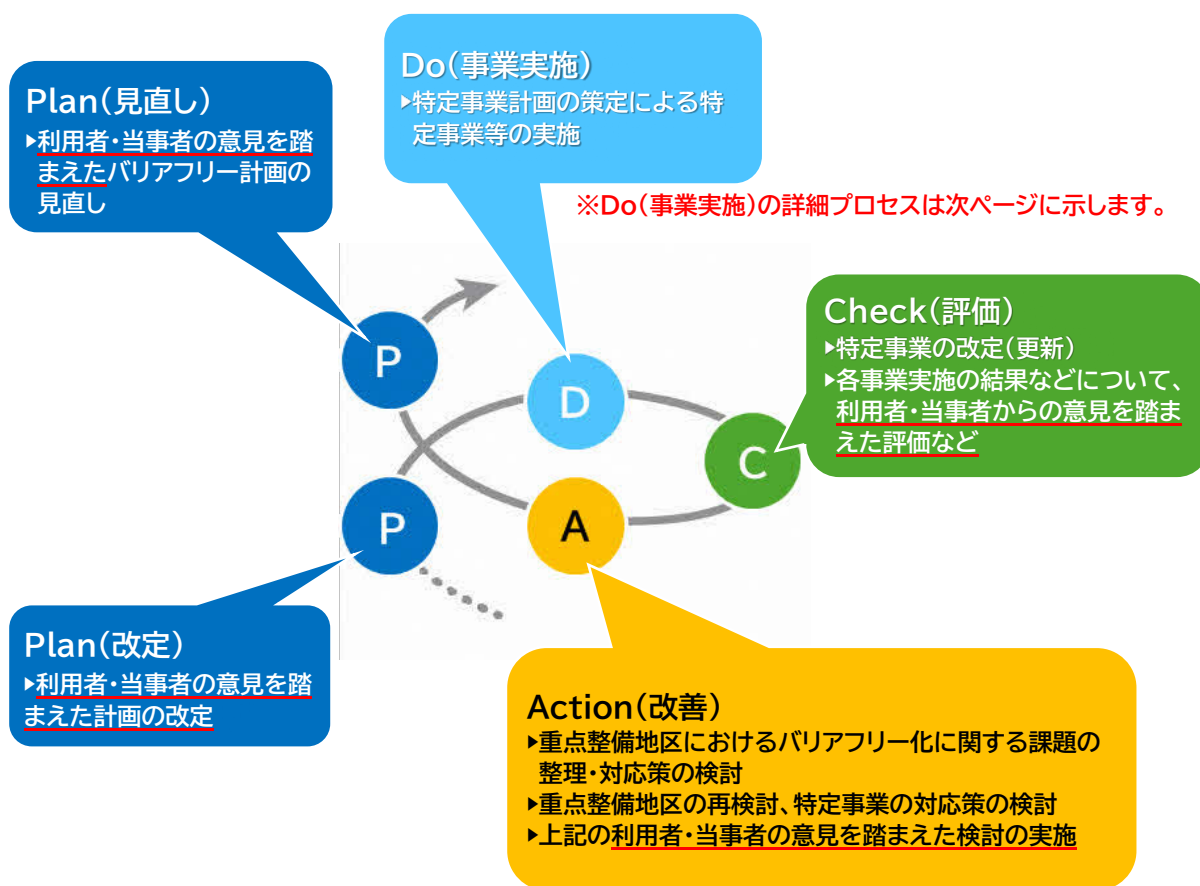


5-2 計画等の推進に向けて

(1)計画のPDCA サイクル

本計画に基づいて進める事業等の実効性を確保するため、PDCAサイクルによる進捗確認を行い、バリアフリー化に向けた取り組みを継続的に発展させることで、本計画に定めた基本目標「多様なひとの移動や活動を支え 安全・安心・快適に回遊できる 誰一人取り残さない まちなかの実現」をめざします。

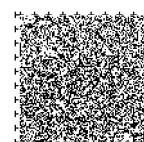
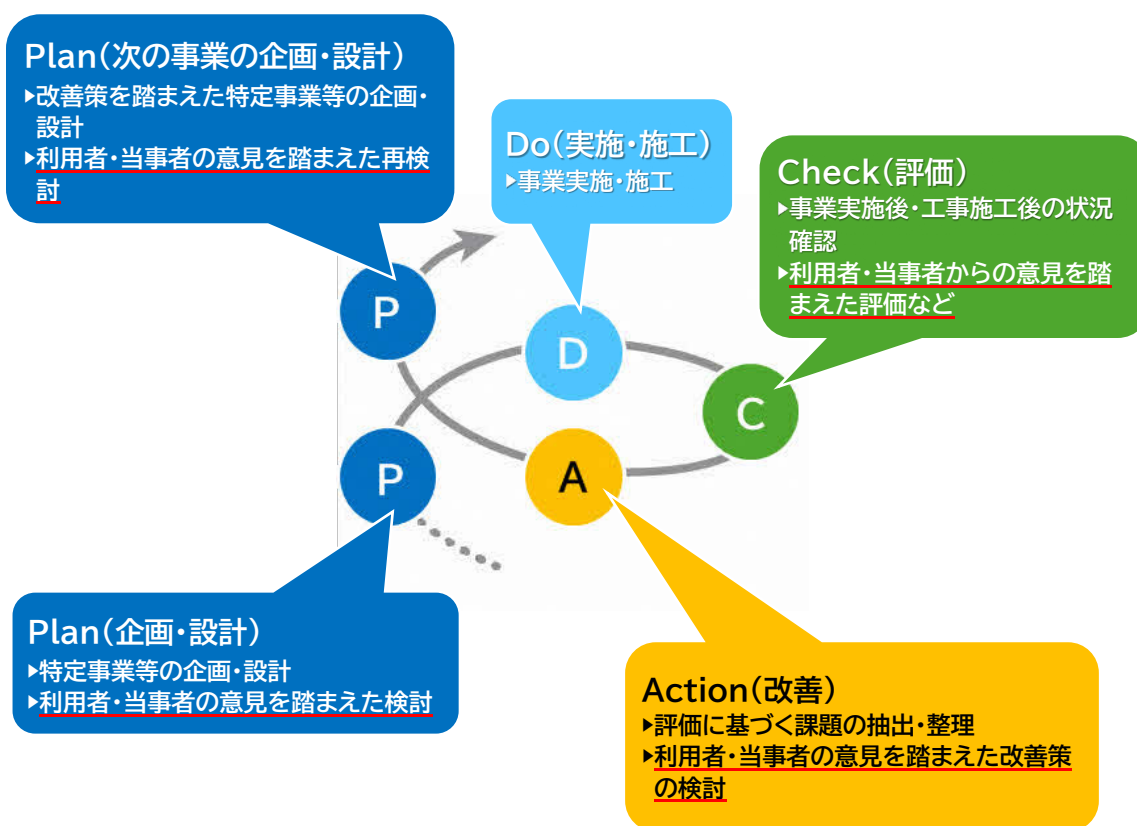
図 5-2 PDCA サイクルによる計画のスパイラルアップ



(2)事業実施のPDCA サイクル

個別の事業の実施(Do)にあたっては、その企画や設計・施工段階において、可能な限り当事者参画による検討を進めることで、利用者目線での事業実施に努めます。事業の評価(Check)の結果を受け、必要な事業の改善(Action)を行いながら、多様な主体との連携により、協働による継続的なバリアフリー化を推進します。

図 5-3 PDCA サイクルによる事業実施のスパイラルアップ



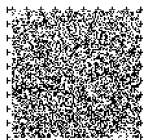
資料編

資料1 大井町駅周辺地区バリアフリー計画改定協議会

【委員】

No.	氏名	区分	所属	備考
1	藤井 敬宏	学識経験者	日本大学理工学部 非常勤講師	委員長
2	丹羽 菜生	学識経験者	中央大学 研究開発機構 機構准教授	副委員長
3	堀江 新三	住民団体	品川第二地区町会自治会連合会 会長	
4	岡 賢二	住民団体	大井第一町会連合会 会長	R8.5.11 まで
	坂本 恭子			R8.5.12 から
5	大八木 繁	住民団体	大井第二地区連合町会 会長	
6	矢野 肇	高齢者団体	品川区高齢者クラブ連合会 副会長	
7	庄田 洋	障害者団体	品川区障害者団体連絡協議会 会長	
8	片山 華絵	子育て団体	品川区子ども・子育て会議委員(公募区民)	
9	増子 忠広	商工関係団体	品川区商店街連合会 理事	
10	加藤 雅之	商工関係団体	特定非営利活動法人まちづくり大井 事務局長	
11	松本 剛	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 上野事業本部 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	
12	五島 雄一郎	鉄道事業者	東急電鉄株式会社 経営戦略部 総括課長	
13	浅岡 靖広	鉄道事業者	東京臨海高速鉄道株式会社 運輸部 設備課長	
14	森田 憲和	鉄道事業者	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	
15	内山 琢矢	バス事業者	東京都交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	R8.3.31 まで
	和田 奈津美			R8.4.1 から
16	次郎丸 健司	バス事業者	東急バス株式会社 運輸事業部 計画部 運輸営業グループ 課長	R8.3.31 まで
	恒吉 剛		東急バス株式会社 運輸事業部 計画部 運輸営業グループ 担当課長	R8.4.1 から
17	山下 和彦	バス事業者	京浜急行バス株式会社 事業統括部 整備課長	R7.9.15 まで
	渡辺 義成		京浜急行バス株式会社 事業統括部 施設開発課長	R7.9.16 から
18	石郷岡 亮	交通管理者	警視庁品川警察署 交通課長	
19	渡邊 亮太	交通管理者	警視庁大井警察署 交通課長	R7.8.17 まで
	吉田 允			R7.8.18 から
20	稲垣 剛史	行政機関	国土交通省東京国道事務所 交通対策課長	
21	高木 純子	行政機関	国土交通省関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	
22	吉澤 一之	行政機関	東京都第二建設事務所 補修課長	
23	荒井 大介	行政機関	東京都都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	

次ページにつづきます。



前ページからのつづきです。

24	久保田 善行	品川区	企画経営部長	
25	鵜田 正明	品川区	区長室 広町事業担当部長	R8.3.31 まで
	阿部 京			R8.4.1 から
26	川島 淳成	品川区	地域振興部長	
27	佐藤 憲宜	品川区	子ども未来部長	R8.3.31 まで
	米田 博			R8.4.1 から
28	寺嶋 清	品川区	福祉部長	R8.3.31 まで
	菅野 令子			R8.4.1 から
29	阿部 敦子	品川区	健康推進部長	R8.3.31 まで
	山下 公平			R8.4.1 から
30	鈴木 和彦	品川区	都市環境部長	
31	溝口 雅之	品川区	防災まちづくり部長	

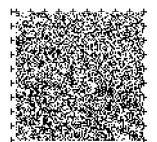
【意見聴取団体】

No.	団体名	備考
1	品川区肢体不自由児者父母の会	
2	品川区手をつなぐ育成会	
3	品川区重症心身障害児(者)を守る会	
4	品川区身体障害者友和会	
5	品川区聴覚障害者協会	
6	品川区視覚障害者福祉協会	
7	品川区精神保健福祉家族会(かもめ会)	
8	品川区高次脳機能障害者と家族の会	

※改定協議会やまち歩き点検、心のバリアフリーワークショップ等に参加いただき、ご意見をいただきました。

【オブザーバー】

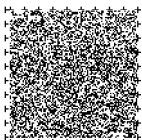
No.	氏名	区分	所属	備考
1	斎藤 遼	交通管理者	警視庁交通部交通規制課都市交通管理係	



資料2 改定・協議経緯



資料



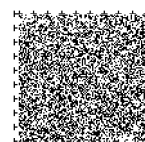
各協議会での協議内容

協議会	協議内容
第1回協議会 (令和7年 8 月 26 日)	▶現計画の概要と計画改定の背景と目的について ▶特定事業の進捗状況について ▶重点整備地区の設定について ▶アンケート調査の実施について ▶まち歩き点検の実施について ▶心のバリアフリーワークショップの実施について
第2回協議会 (令和7年 12 月 16 日)	▶アンケート調査の実施結果について ▶まち歩き点検の実施結果について ▶心のバリアフリーワークショップの実施結果について ▶基本目標・基本方針(案)について ▶重点整備地区の整備方針(案)について ▶特定事業・その他の事業(案)について ▶改定計画の構成について ▶住民説明会の実施について
第3回協議会 (令和 8 年 3 月 25 日)	▶住民説明会の実施結果について ▶改定素案について ▶パブリックコメントの実施について
第4回協議会 (令和 8 年 8 月 3 日)	▶パブリックコメントの実施結果について ▶改定原案について ▶特定事業計画改定について

パブリックコメントの実施概要

大井町駅周辺地区バリアフリー計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和 8 年 6 月 1 日～30 日(30 日間)
募集方法	区ホームページ、郵送、FAX、持参
周知方法	広報紙、区ホームページ、LINE、しなメール、X、Facebook
意見数	22 人(31件)



資料3 品川区バリアフリー計画策定・改定協議会設置要綱

品川区バリアフリー計画策定・改定協議会設置要綱

制定 平成26年6月24日

区長決定 要綱第90号

平成27年3月3日 要綱第139号

平成28年7月1日 要綱第236号

令和 6年4月2日

部長決定 要綱第179号

改正 令和 7年6月9日

区長決定 要綱第153号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区におけるバリアフリー計画の策定に関し必要な事項を協議するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項に基づき設置する品川区バリアフリー計画策定・改定協議会(以下「協議会」という。)に関し、同条各項に規定されている事項のほか、必要な事項 について定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)バリアフリー計画 法第25条第1項に規定される基本構想
- (2)重点整備地区 法第2条第1項第24号に規定される地区

(設置)

第3条 区長は、区全域又は次に掲げる重点整備地区ごとに協議会を設置することができる。

- (1)大井町駅周辺地区
- (2)旗の台駅周辺地区

(所掌事務)

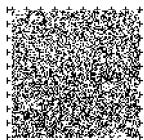
第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)バリアフリー計画の策定に関する事項
- (2)バリアフリー計画の改定に関する事項
- (3)バリアフリー計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4)その他関連する事項

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、または任命する委員をもって組織する。

- (1)学識経験者
- (2)区内関係団体の代表者
- (3)町会・自治会連合会および町会・自治会の代表者
- (4)関係行政機関の職員



- (5)交通管理者
 - (6)施設管理者
 - (7)関係事業者
 - (8)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 協議会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めた場合はこの限りでない。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して会議に参加した者は、会議に出席したものとみなす。
- 6 委員がテレビ電話装置等を活用して会議に参加した場合において、当該委員が使用するテレビ電話装置等が、音声の送信または受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

(部会)

第9条 委員長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

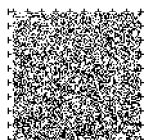
- 2 部長および部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第10条 協議会および部会の庶務は、防災まちづくり部地域交通政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、防災まちづくり部長または委員長が別に定める。



品川区 大井町駅周辺地区バリアフリー計画

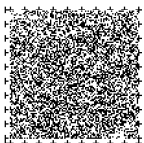
令和 8 年9月 改定

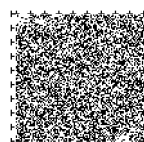
品川区 防災まちづくり部 地域交通政策課

〒140-8715 東京都品川区広町二丁目1番36号

電話:03-5742-7138

FAX:03-5742-6887







しあわせ
多彩区
Shinagawa City

